

平成25年白浜町議会第3回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成25年9月13日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成25年9月13日 9時31分

1. 閉 議 平成25年9月13日 16時28分

1. 散 会 平成25年9月13日 16時28分

1. 議員定数 16名 欠員 2名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高	4番	南	勝 弥
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
10番	玉 置	一	11番	湯 川	秀 樹
12番	三 倉	健 嗣	13番	長 野	莊 一
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 林 一 勝 事 務 主 事 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	小 幡	一 彰
教 育 長	清 原	武	会 計 管 理 者	田 井	郁 也
富田事務所長					
兼農林水産課長	鈴 木	泰	日置川事務所長	前 田	信 生

総務課長	大谷 博美	税務課長	高田 義広
民生課長	三栖 健次	生活環境課長	坂本 規生
観光課長	正木 雅就	建設課長	笠中 康弘
上下水道課長	山本 高生	地籍調査課長	堀本 栄一
農林水産課長	鈴木 泰	消防長	大谷 実
教育委員会			
教育次長	青山 茂樹	総務課副課長	泉 芳明

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成25年第3回定例会3日目を開催いたします。

開議に先立ち諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は一般質問5名を予定しています。本日で、一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願いします。

白浜第一小学校校舎改築、体育館耐震改修工事、体育館改築についての要望書が提出されました。取り扱いについて議会運営委員会でご協議いただきました結果、配付にとどめるということになりましたので、お手元に配付しております。

本日休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長 長

諸報告が終わりました。

本日は暑いので上着を脱いで結構かと思います。

これより本日の会議を開きます。

（1）日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可いたします。

12番 三倉君の一般質問を許可いたします。

三倉君の質問は一問一答方式です。

まず、公共事業と地籍調査についての質問を許可いたします。

12番 三倉君（登壇）

○12 番

おはようございます。2日目のトップバッターとして登壇し、一般質問を行います。質問の内容につきましては、既に通告しております公共事業と地籍調査、それから保呂清掃センターのことについて、この2件について質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

その前に少し、昨日登壇した議員の方々の中からお話がありました、2020年東京オリンピックの開催が決まったということでもあります。ブエノスアイレスで開催されたIOCの総会、プレゼンテーションというんですか、その中において日本の代表の方が、総理初め何人かの方がその誘致についてのお話をされた。その中で滝川クリステルさんがおもてなしという言葉について話をされ、それがIOCの方々に大変興味深くまた感銘されたような言葉であったというように聞き及んでいるわけでありますが、町長はこのおもてなしという言葉について、就任してすぐにそういうことをおっしゃったと思うわけです。そのことについて私が質問させていただいて、具体的に白浜に来客される方、観光客の方にどういう形の具体的なものを示してもろたらどうなんなど、わからんから具体的にというようなことを私が質問したことがあったと思うんです。そのときに町長は、具体的な話じゃなしに抽象的な話で終わったわけなんですけども、この際、このようなことについて、おもてなしということについての白浜町としても観光客を受け入れる話の中で、オール白浜の中でそういう具体的なおもてなしのことについてを協議して決めていったらどうかというようなことを、これは提言なんですけど、きのうのその話とかそれからそのオリンピック云々からあったものですから、やっぱり来客してくれる観光客を初め皆さんにそういう言葉なものですからどうか、というようなことなんです。

そのおもてなしという言葉について、町長の答弁のときにも抽象的な言葉しかいただけなかったんですけど、そのおもてなしの「なし」というのが、何々をしてさし上げるというような意味というようなことをちょっと聞いたことがあるんです。言葉としたら、もうかなり日本語として古く、平安時代ごろから使われていたというようなことらしいものですから、やはり日本文化そのものだというようなことでもありますし、ぜひぜひそういう形の中で取り組んでいただけたらというようなことを思います。

いま1つはそのオリンピックについてなんですけども、一応そのオリンピックに対して見にくる客とかどうなんだろうというようなお客さん、観光客、それから選手団の方等が海外からおいでるわけです。国際空港としての成田を使うということになるわけです。もちろん羽田も使うでしょうけども。そうした場合に、やっぱり成田からのアクセスというんですか、そういう交通体系、またその受け入れ体系についてを、我々は2015年にわかやま国体についてそういうことの整備もしていますけども、7年後のオリンピックについての計画なり

もろもろをしていかんなんということが、いち早くマスコミ等からもそういうのがニュースとして流れてくるわけです。そこで、目標があって指針し、計画して事業化しそれに取り組んでいくというような形であろうかと思うわけであります。このことについては、結局私が後で申し上げる公共事業と地籍調査にもつながってくるわけなんですけども、そのあたりについて前置きさせてもらいたいというわけであります。

それといま1つは、町長は選挙で7つほどの公約を掲げていたと思うんですけども、就任以来1年5カ月ですか、3カ月ですか、もうたってくる中で、まだまだそれが町長の公約が実施しやるかはっきり見えてこない。その辺をやっぱり我々、推薦し推した議員の1人として、もうちょっとリーダーシップをとって取り組んでいただけたらということも提言申し上げまして、公共事業に係ることについてちょっと質問したいと思います。

公共事業と地籍調査について。インフラ整備、とりわけ道路の整備拡張や改良工事、また再開発事業には、必然的に用地問題が絡むものであります。ご承知のとおり、用地の買収にあっては、譲渡いただくことについてと、買収する用地に係る隣接境界の問題があり、譲渡いただけることになっても、隣接地との境界で用地の買収に時間を要するのが悩みの種であったわけです。このことは私が申すまでもなく、町長を初め、町執行部の方々にはもう周知のことと存じます。公共事業においては、このような状況を少しでも解消すべく、方法として、国あるいは県が公共事業の予定している箇所や道路の改良、新設計画にある地域、地区に地籍調査事業を先行するよう市町村に対して指導し、指示しているように思うわけであります。事業における用地問題で時間を割くことを極力抑え、計画した事業が事業年度内に円滑に処理できるように図ったということであろうかと思うわけであります。このことについて、私が申すまでもなく、地籍調査を担当している係としては、重ねて申しますけども、十分承知していることと存じます。

地籍調査において、現在、3. 1 1 東北大震災と津波での教訓から、県は近く起こり得るであろう南海・東南海地震とそれに伴う大津波を予想して、海岸線に接した地域への地籍調査を優先しているように指導しているというように周知しているところですが、県は公共事業の計画地域や予定地区についても優先的かつ先行して地籍調査の事業を進めたいという考えを持っていると、直接お伺いし聞くことができたわけであります。

我が白浜町日置川地域にあっては、県が計画していた道路改修案があって、この事業にあっては休止するということでありますけども、このことは、県道大塔線のことについてなんですけども、県道大塔線の改良ということが半島振興道路の問題からありまして、そのことが休止であるというような状況に至っているということであります。この地域においては、地籍調査について手つかずの状況である。

このことは前の議会のときにも少し話してもらった、質問させていただいた中で、具体的な返事等について余りいただけなかったものですから再度質問をさせていただいているわけなんですけども、少し話がちょっと飛ぶのですけども、今年度において白浜町内においては34カ所ほどの高速道路の工事が行われています。これらの工事箇所にあつては、十数年前から地籍調査に取りかかり、一部はプラス表示の存在する箇所があつても、一応地籍調査は終わっているというような状況にあるわけであります。これらのことにつきましても、県からの指導のもと、こういうことを優先的に進めたというような状況の中で用地交渉が進められ、

土地の代金と物件の補償について予算化され、話をしていくという形で進めてまいられてきて今日に至っているのではないかというように思うわけであります。

その中で現在、高速道路の事業について、当初の完成年度より少しおくられているというような形状にあらうかと思うのでありますが、民主党政権の中でそういう格好があつて、我が和歌山県下に国の公共事業の予算が削られたというようなことからこういう状態が起こっているのでありましようけども、そういう話の中で、県が計画している休止状態にある県道日置川大塔線の改修工事についてのことであるわけでありましようけども、昨年12月とさきの6月の議会で一般質問して当局の考えを伺った。先ほども申しましたがそういうことであります。

建設課長は、私の質問後、県に対して日置川大塔線に対しての対応と、今後の取り組み等について協議しに行っていたということを知っているわけでありましようけども、県の係としては、地籍調査についての必要性を申され、地籍調査が完了しているかどうかということを探ねられたということでありました。また、地元選出の県議が、県の質問に対しても、県側の答弁としては、その地区が地籍調査が完了されてあるのかないのかというようなことを答弁されたということを側聞するわけでありましよう。この県議が質問したのは、白浜駅周辺の道路についての話であつたように側聞しているわけでありましよう。

こういった状況の県の対応が背景にある中で、なぜ、これらの地域についての地籍調査ができないのか。極端な話と申しますかきついですけども、なぜ取り組もうとしないのかというようなことについて、ちょっと疑問を思うわけでありましよう。

何度となく前の質問のときにも申しましたが、地籍調査については、75%の県・国の補助があるわけでありまして、25%の自主財源の中でその事業が進められるというようなことであるわけでありましようけども、そういったことについて、県道日置川大塔線、また白浜駅周辺の道路整備等について、そういうことがある中で、なぜできないのか、なぜ取り組んでもらえないのかというようなことについてまずお尋ねしたいと思ひます。

○議 長

当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま三倉議員から、まず冒頭におもてなしについてのご提言をいただきました。私も就任してはや1年と4カ月が間もなく過ぎようとしております。このおもてなしにつきましては、私も過去においても、そしてこの1年4カ月余り、いろいろな視点から協議をし、そしてまた検討してまいりました。2020年にオリンピックが開催されるということが決定をいたしましたので、この機会に、和歌山県もさまざまな情報の発信を、今、仁坂知事を初め、していただいております。おもてなし事業を今から募集するとか、いろいろな角度から提言をいただいております。そしてまたこの白浜町におきましても、これからやはり独自の取り組みをしていかなければいけないというふうに私は考えております。1つの例を挙げますと、新聞報道でもなされましたけれども、この夏の終わりに、白浜空港で、私が念願の、1度はやってみたいと思ひておりましたフラダンスでのおもてなし、これを8月31日、9月1日、7日、8日と、この4日間にわたって行ったところでございます。

まだまだ課題はございますけれども、多くのお客様に喜んでいただいて、そして町としてのこのおもてなしについての取り組みも、一定のご理解がいただけたものというふうに考えてございます。

もう1つつけ加えて言いますと、やはり私は安心安全、これが最大の最高のおもてなしだと考えております。その中で、今後、この安心安全ということを、町民一体となって取り組んでいく。単にお客様を気軽に、あるいは歓迎する、あるいはもてなすということだけではなく、白浜町独自として、皆様方の意識の中にもそういう気持ちが芽生えて町民が一丸となって取り組んでいけるような、そういったこれからの取り組みが必要ではないかというふうに痛感をしております。

白浜町もこれから観光立町としてますます世界に向けて、やはり内外からのお客様もお迎えする中で発信をしていかなければいけないというふうに考えてございますので、どうぞご理解とご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、本題のご質問に入らせていただきます。

今、三倉議員から地籍調査の必要性あるいはその効果等につきましてのご質問をいただきました。この必要性や効果につきましては、町としましても十分に承知をしております。特に公共事業を推進していく上で、事業の進捗に大きくかかわってきます。当町も、白浜地域につきましては平成8年度に、日置川地域につきましては平成11年度に着手しております。日置川地域の実施箇所はいずれも、近畿自動車道、白浜すさみ間の地籍作業の未整備区域であり、関連事業実施地域も含め、事業を推進してきましたが、第6次10カ年計画では、近年の地震に伴う津波災害に対応するため、海岸部の早期完了を目指した計画で進めております。一方、山間部の調査も計画にございまして、日置川地域の久木地区の一部につきましては、県道白浜久木線の計画もあり、調査を1年前倒しして、平成25年度中の登記完了となっております。

ご質問の、県道日置川大塔線玉伝から市鹿野に通ずる線がございまして、この大塔線に関する地区についての地籍調査は、計画では相当先の予定となっております。しかしながら、合併時の最重点課題でもあり、災害時の対応あるいは住民の日常生活には欠かせない路線でありますので、地籍調査の早期着手に向けて、今後関係機関や県当局とも十分協議をして進めてまいりたいと考えております。どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

今、私が申し上げた県道日置川大塔線について着手してまいりたいというようなお返事をいただいたわけですが、その着手に当たって、来年度からするのか今年度後半からするのか、また何年度先になるのかということが不透明な中で、それといま1つは予算が伴うものですし、計画というようなこともある中で、即答はしにくいことになるでしょうけれども、我々地域の者としてしましては、やはりそういうようなわけにまいりませんので、いま一度再質問させてもらいたいわけでありまして、平成25年当初予算の説明時点では、平成31年までの年次計画が示されていまして、この計画案は、南海・東南海地震とそれに伴う地震による災害に備え、海岸線を先行させる計画でしたが、県の担当課に直接私は伺いまし

た。担当課の方がそういうことを進めるというようなことの答弁だったもので、それで県のほうにそうなのかということをお伺いしたわけです。

7月24日だったんですけども、地籍調査班の方にお伺いして幾つかの質問をしました。地籍調査年次実施計画についてはどうなんですかというような質問をしたわけですけども、そうしましたら、公共事業の予定されている地域、地区を優先させたいと。それから津波に控えての対策として地区、地域で取り組みをしていくというようなことでありました。そしていま1つは、計画が前のときに10年計画ということが示されていたものですから、その中には県道日置川大塔線が入ってなかったものですから、もしそうなった場合、だから計画の変更という格好にお願いする形になろうかと県の担当に聞いたわけです。そういう話の中で計画の変更についてはできないのかというような格好で聞いてみたら、基本的には市町村の要望を取り入れて、県が1つにまとめて国へ要望していくというようなことでありました。

ということは、計画が変わって、イレギュラーじゃないですけども、今までにことしまでの計画、今年度25年の当初予算では計画には県道日置川大塔線の分は入ってなかったんですけども、それを入れてもろうたらいいのかというような質問になるわけです。かいつまんで言うたら。その前に県としたら市町村を優先するからということだったんです。ということは、それを計画に入れていただいたら県は取り入れるというような形になろうかと思うんです。

それから、その話について、そしたら今の時期が、もう9月になるものですから、私のお伺いしたときは7月だったんですけど、9月になるものですから9月でも構んのかと言ったら、9月10月、もう9月いっぱいくらいにそういう格好のヒアリングをするなりそういう格好の時期があるという返事もいただいたんです。

ということは、やっぱり町のほうで取り組んでいただけたら、その分が何らかの形で向こうへ行かずと乗っていくという格好に、その事業が進んでいくということになろうかと思うわけであります。それから、そのことについて、来年度のことについて、県が、町からあがってきたらそのことについて取り組んでいくというようなことをいただいたということでもあります。

それから、今申し上げたように、締め切り時期については、9月末までに県と町でヒアリングして、10月の末に国とのヒアリングで締め切るのだということですから十分間に合うだろうかと思うものですから、ぜひこの話についても、やっぱり取り上げていただかないことには進んでいけないんじゃないかと思うわけであります。

そこで当事業に対してカットされること、次年度に持ち越しはないのかということについて聞いたんです、国に行った場合ね。和歌山県は割と地籍調査については熱心で、補助金についての国に対して返納するというようなことが、今までにそういう悪い例というのがないそうなんです。ないから、割と和歌山県の言うことについては、割とスムーズに国としたら通してもらえんというような返事までいただいているわけです。それと、いま1つ成果品なんですけども、境界が決まらない場合にはプラス表示でされるそうなんです。そのプラス表示される場所についても、他府県に比べたら和歌山県の場合には割と少ないらしいです。だからそういったことも、国に対してはいい印象を与えているということ、県のほうから伺

ったわけです。

再三申しますけれども、やっぱり25%の補助金の中でいく話ですし、それでいま1つは、この事業にかかっても、地籍調査が終わるのに3年かかるわけです。その後、結局計画路線なり何なり決めると。以前の計画路線があるんでしょけれども、やっぱり工事実施についての計画なり何なりかかっていくわけです。できたらすぐに、先ほど申しましたように用地の交渉にはかかっていけるんでしょけれど、少なくとも工事の着工には3年の時間を要するということです。来年からかかってもだから4年後じゃないとできないということになるわけです。だからそういうことを考えた場合に、もう少し県道日置川大塔線に限らず、先ほど申しました白浜の駅前の県道の改修にしても、白浜駅前の再開発にしても、やはり近々の課題として取り組んでいくには、これらもやっぱり取り入れていかんならんの違うかなということ提言申し上げたいわけであります。

それと、いま1つは地籍調査についてどんなもんなんということなんですけども、町長の答弁の中で、白浜町は平成8年、旧日置川町は平成11年に着手しているということですけど、その時期については別に遅いことなんですけど、そしたら進捗状況はどうなんなんということなんです。進捗状況については、県の平均が32%だそうです。それで田辺が25%で白浜町は27%ということらしいんです。県の平均が32%で、県の平均をはるかに劣っているというか低いわけです。そのためにも最低県の平均ぐらいまでは取り組むべきではないのかと。前の担当課長の説明では、旧日置川においては50年もかかるかもわからんということなんなんです。それでことしの予算が7,000万円を切れると思うんです。去年の予算は1億ぐらいあったわけです。そういうようにしていいたら、やっぱりそのものがますますおくれるように思われるわけです。ましてやこういうように目の前にある公共事業について早急に取り組んでいただかなければならない問題について、なおざりにといったら失礼ですけど、そういう状況にあるわけです。

だから地籍調査の重要性ということとその辺で、ただ大塔日置川線だけじゃなしに、さっきから申し上げているように、やっぱり白浜の開発について、再開発についても考えなければならぬ問題があるかと思うんです。足湯云々というそういう小さいことだけじゃなしに、やっぱり全体の県道を含めた中の取り組みというのも必要ではなかろうかと思うわけであるものですから、いかがでしょうか、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長

番外 町長 井瀬君

○番外(町長)

ただいま三倉議員から詳細にわたりましてのご質問をいただきました。取りわけ今年度の予算額に関しましては、1億63万5,000円ということで約1億円の予算を組んでおります。その中で、事業費としましては2,993万円ということになっておりまして、約29.74%に当たります。また予算額に対しましての人件費は、6,228万4,000円ということで61.89%でございます。今、多くの課題ということが出てきておるわけなんですけども、最重点課題の1つであるこの地籍調査につきましては、やはり町としまして今後、職員体制を考えながら進捗率の向上を目指していきたいと思っております。先ほどご案内いただきましたように和歌山県の平均が32%、そしてまた白浜町が27%ということで、

ほかの市・町の例を挙げますと、田辺市で25.2%、上富田町が少し進んでおりまして38%、すさみ町に関しましては8.6%とお伺いをしております。こういった今の実施状況、進捗率でございまして、全国平均50%ぐらいだと思いますけれども、そのことから比べましても、やはりまだまだ低いということは否めないと思います。その中でやはり地元とそれから県とも協議をしながら、しっかりと来年度に向けて職員の配置、あるいは今後、県との協議をしながら、しっかりと、まずは調査をして、そしてまた来年度の予算等に反映させていきたいというふうに考えてございます。

○議長 長

12番 三倉君（登壇）

○12番

取り組んでくれるということでもありますけれども、私もその調査をさせてもらっているものですから、ここは発表の場でもありますし、少しこれでもかこれでもかというぐらいのことを申し上げたい。というのは、今年度の予算に関してですけれども、補助額だと思うんですけども、県の担当課に教えていただいたところ、田辺で3億4,700万ほどあるそうなんです。白浜では4,163万ほどだそうです。だから県が補助してくれた金額を申しいていると思うんです。だから今町長が話をされた金額とは少し異なってくるとは思うんですけど、そういうことです。

いずれにしても他町村よりも少ないということです。進捗状況がおくれているということです。ちなみに上富田では約7,500万ほどだそうです。田辺のその3億4,700万のうち、田辺は合併しているものですから多いやろうということになるんですけど、その中の町村割りにして、中辺路で8,000万ぐらいあるそうです。それから大塔で6,000万ぐらいあるそうです。龍神でも6,000万から7,000万ぐらいだと。本宮でもやっぱり7,000万近くの仕事をやっているということです。

これはいずれにしても、合併した白浜と比べても、今年度においたら少ないわけです。その辺はだから取り組むというような答えはいただいておりますけれども、そういうことなものですから、ひとつ調査した数字についてを報告させてもらいたいと思います。

それからいま1つはその場所についてです。県道日置川大塔線についてです。少し前になるんですけども、富田の袋でタンクローリーが転倒しました。そのことによって国道42号線が閉鎖されたわけです。そのためにも、今の高速道路の必要性と言われているんですけど、高速道路の必要性も去ることながら、県道日置川大塔線の玉伝地区についても大変厳しいわけです。あそこでかつき合いしてというんですか、角をつき合わせて1時間も2時間も大型ダンプが行き合いしてできなかったということがあるわけです。大型ダンプだけじゃなしに、片方が大型ダンプであって片方が乗用車であつたって路線が狭いからということでそういう問題が起こったということです。それは、今私が申し上げている、県道日置川大塔線の拡幅しなければならない場所でもあるわけです。

だからぜひともお願いをせんらん話の中で早急に進めてもらわなければならないということで、全体の中でも部分的にとってもそういうことだということを申し上げたいわけです。

それといま1つは、昨日の玉置議員からありましたように、やっぱり目標を持たんならあかんのやないかというような話の中で、やっぱり国土強靱化の話が今あるわけです。まだ

はっきりしていませんけど。ぜひともお金の要る話の中で、インフラ整備については国、県の補助もお願いせんらん話ですから、それに乗るためにも、ぜひともこの話を進めていかなければ、それと再三申していますように、合併のときの最重要点課題でもありますし、幾ら重要点課題だったって予算がなかったらあかんという中で、地元選出の国会議員の先生方がそういう国土強靱化の中の中心におられる方ですから、やっぱり我々もそれにのっついていけるような計画を立てるべきではなかろうかと思うんです。それについてどのようにお考えなのかということをお願いして、私のこの件についての質問は終わります。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外（町 長）

三倉議員からのご指摘、ご意見はごもっともだと思います。私もこの機会をとらえて、国土強靱化法案が成案に向けてこれから進んでいくというふうに考えてございますので、ぜひともこの機会に、やはり町としましても、来年度に向けてもう一度職員体制の見直し、あるいは事業の予算の見直し等を含めまして、県とも十分、地元とも十分協議をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。県道日置川大塔線の重要性は十分認識しております。白浜久木線もしかりであります。その中でももちろん職員の今の状況を考えますと、日置の中で今、白浜と日置を1つにしまして日置川事務所のほうで業務を行っておりますけれども、その辺の効率化は図っておるんですけれども、なかなか今現在、機構改革の中でも議論されておるんですけれども、まだまだもちろん課題はございます。その中で十分しっかりと職員にも連携をとっていただいて、今後県からのさまざまな補助あるいは国からの支援の補助の部分もございますので、補助事業であるということをしかりと受けとめて最重要課題として今後取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解よろしくをお願い申し上げます。

○議 長

それでは、公共事業と地籍調査についての質問は終わりました。

続いて、保呂清掃センターについての質問を許可いたします。

1 2 番 三倉君（登壇）

○1 2 番

保呂清掃センターについて質問させていただきます。この質問につきましては、6月議会においてもちょっと質問をさせていただく中で、私の質問の中から時間を要しそうな内容であったこともあって、直接答弁をいただけないものもありまして、その答弁につきまして、結局閉会中においても私のほうにそういう話がなかったものですから、再度質問させてもらう形にもなるわけで、質問の内容が重複することもあるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

その質問の内容につきまして、土地賃貸借契約書の内容から借地の面積や地番に係る答弁について納得できる答弁をいただけないと、今申し上げたとおりでありますけど、そういうことなので行わせていただきます。

さきの6月議会での質問で、保呂清掃センターの所在地は白浜町保呂749番地となっているが、敷地内の地番は何筆から成っているのかと質問させていただき、その中で、1

3筆あり斎場を除くと5筆あるというように答弁をされたわけであります。また全体の面積はどれほどあるのかという質問に、斎場を除くと1万3,028平米あると答弁されました。それと、建物の占有地と申しますか宅地地番の面積は何平米あるのですかという問いに8,433と答弁されたわけであります。

そこでお尋ねしたいのは、5筆あるという土地については、何番地と何番地から成るのかということについてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

ごみ処理施設の用地につきましては、議員おっしゃるとおり5筆から成っておりまして、その地番につきましては、白浜町保呂字入谷の667番の3、それから685番9、693番4、それから字清水谷の749番、同じく749番の13と把握しております。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

今説明いただいた地番からしたら、その面積を足すと1万3,725平米ですか、ほどになるわけでありますけども、それからすれば私が前にいただいた面積と少し異なってしまうように思うわけですけど、その辺についてはどうということなんでしょうか。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

6月議会で答弁いたしましたのは、林地開発の協議申請時の面積でお答えをさせていただいております。造成完成後の敷地面積を確定する測量は実施しておりません。議員が把握されております数値につきましては、林地開発申請に伴う残地森林の面積が一部含まれているのではないかと推測するところです。プラス表示のうちの667番3の一部の面積の取り方で約700平米ほどの差が出ているものではないかと思われまます。

それから林地開発のことにつきましては、議員もご承知のことかと思えますけれども、この衛生施設を移転した一帯につきましては、地域森林計画区域ということに指定されておりました林地開発の許可が必要となります。町の場合におきましては県との連絡調整ということになるんですけれども、林地開発を行う場合、周辺の環境が悪化しないようにということで、事業の目的やその土地の利用に応じて開発区域の周辺にある程度まとまった森林を残すということが義務づけられておるので、そういった形をとってございます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

ちょっとくどいというか細かい話になるんですけど、私が質問したときの面積と違う話の中で、答弁の話はそれを超えた話だと思うんです。最初に答弁をされたのは、結局教えていただいた面積と私が調べたのが違うと。違う中でもあなたが今教えていただいた、あなたから答弁いただいた5つの地番を足したら私が申し上げた地番になろうかと思ったりもするん

です。だから今、林地の分とか申請時の面積と違うということをおっしゃるんですけど、そしたら正式にはどれをもって今後面積としていくわけなんですか、1つは。

教えていただいた面積、667の3、685の9、693の4と749と749の13、全部を足したら、1万3,028になるということでしょう。

○議長 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

今先ほど言いました、5筆を全部足したら、議員がおっしゃられる面積よりもっと多いと思います。といいますのは、667番の3のところがプラス表示ということになっておりますし、その一部、全体が保呂の清掃センターの敷地ということではなくて一部ということになってございます。一部大体1,190平米ぐらいになると思います。

○議長 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

そしたら、それは私の勘違いの部分もあったかもわかりません。それで、そしたら、今の林地開発云々許可ということだったんですけど、林地開発で一応対策の許可のために必要やということで横を借りているということだったんですけど、その林地開発に必要な周りの緑地帯の面積というんですか、それはパーセンテージと言うんですか、それともどれだけ以上というんですか。それは今借りている部分の話の中からしたらどのような格好になるのかといことなんですけど。

○議長 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

現在の申請時の残地森林のパーセントにつきましては約37.12%となっております。といいますのは、この開発当時、今のごみの処理施設、斎場の部分、それからその下の墓地の部分、それ一帯を開発するということで、全体で約10万6,590平米の対象面積となっております、そのうち残地森林ということで、約3万9,563平米ということでパーセンテージにして37.12%ということになっております。

○議長 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

もう一度そのパーセンテージをすみません。どれだけかちょっと。

○議長 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

37.12%です。

○議長 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

その３７．１２％というのは、そしたら保呂の地区から借りている６８５の８の地番の一部を含めた中の面積も入れてそれだけのものについてしているということになるわけですか。

○議長 長

番外 生活環境課長 三倉君

○番 外（生活環境課長）

残地森林の部分については敷地全体の周囲にありまして、保呂からお借りしている土地の部分も一部含まれます。

○議長 長

１２番 三倉君（登壇）

○１２番

その保呂からお借りしている分の６８５の８の地番についてなんですけども、その地番について面積の話からしたら、今使用している分について、緑地帯のほうに大半が入っていて、結局宅地そのものは３，０２６平米ほどにしかならんと思ったりするんです。そんな中で、今地籍調査した後の結果で、公衆用道路というのが６８５の１０番地の土地なんですけども、６８５の１０というのは、いま先ほどの答弁からすれば、今の保呂の地番の中へ入っていないことになるわけですね、保呂の用地の中へは。

○議長 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

６８５の１０というところにつきましては、今のごみ処理施設の外側の道路部分と、それからそののり面ということでございます。ですので、先ほどの１万３，０２８平米には含まれてございません。

○議長 長

１２番 三倉君（登壇）

○１２番

含まれない中に結局借地した分の中の面積には入っているわけですね。この間２年前ですか、契約の期間の更新をした中には入っているわけですね。入っているんですけども、結局今の保呂の面積の中には入っていないんですね。入っていない中の面積の中で借地料を払っているという形になるんですね。その借地料を払っているのが、前の議会のときにも質問しましたけども、以前はどうか知りませんが、それは現状では、６８５番の１０の公衆用道路を借地したことになって借地料を払っているという形になるわけですね。だからその辺についてどうなのかということを、改めて質問します。

○議長 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

議員おっしゃるとおり、保呂からの借地の中にこの部分は入ってございます。これにつきましては、当初の契約時から、衛生施設の移転に伴う土地利用計画を地元にお示ししまして、借りている土地は９，１３３平米ほどあるんですけども、その中では、当然施設の用地、それからまた道路の用地、それから先ほど言いました残地森林としての土地ということでお

借りをしているものでございます。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

そこで、一応当初借りていたのが9, 133平米だと。それが広大な土地であってその一部ということで契約していたと。契約更新に当たってはそのまま契約更新をされているわけです。2年前の更新では。その更新された中には、だからそれは年間350万から少し値段が上がって358万ですか、355万ですか、何かの金額に金額は変わったわけでしょうけれども、変わったか変わらないかは別にして、以前の350万の金額の中に用地が含まれていないのと違うのかということで、要するに9, 133平米全体を借りた中の借地の契約じゃないに、少なくなっているのになぜかということをお願いしているわけです。それに対して先ほどの答弁で、緑地帯があったからということ言われているわけですね。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

先ほども言いましたけれども、当初契約時に、衛生施設の移転に伴う、当然土地の利用計画はこういうふうになるんですよということを地元にお示しをしまして、このお借りする土地については、当然衛生施設の敷地の用地にもなりますし道路用地にもなりますし、また残地森林にもなりますということで9, 133平米をお借りしているわけで、今回変更契約した部分の中身については、何も変わってございません。賃借料につきましても契約当時、町と保呂区との協議、交渉の上で決定したものであって、当時の議会にもお示しし、審議、了承していただいたものでございます。

議員がおっしゃるように、今、地籍調査によって地番は当時から変更されてございますけれども、ただ利用目的、そういったものには当初から何ら変更は生じていないので、今この見直しをするということは考えてございません。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

一応計画から変わっていないと申しても、これをするに当たってはどういうことをするというのを多分地区の方または地域の方にはある程度提示していると思うんです。提示している中で、私が申し上げているのは、結局現場、今の現状、地籍調査をしているかしていないかにかかわらず、現状としたら、町道認定した公衆用道路になっている道路が、結局借地料に含まれているということについて、やっぱりそれは町民として納得しないのではないかということについて申し上げているわけです。平たく言ったら。最初はどうあれ、最初はこれだけの形があっても、計画したその一部に、要するにそれを町道認定しているわけじゃないですか。町道認定してくれと言ったか言っていないか、保呂の人はわかりませんけども、そんなのは存じあげない。現状はしているわけです。しているならそのしている部分については道路ですから、道路を保呂の地区から賃借料を払うというのはおかしいんじゃないですかということを私は申し上げているわけです。

それともう1つは、何かといたら私的なことで申し訳ないんですけど、私の実家のほうのしも町道になっているわけです。日の出何とか線というような名前の。その道路のほとんどの部分が拡張されて、地籍が済んだ後にやっぱりみんなそれは個人名義に名前が道路に含まれているわけです。ほかにも多分そういうところはいっぱいあると思うんです。それはだから町が賃借料を払っていますか、払っていないじゃないですか。だからそういうようなところと、今私が申し上げたところの隣保班の方みんなも、私も含めてそれは仕方ないというようなことになるんでしょうけども、そういうようなところの名義が残っている町道とこのまま残っているところについては、賃借料を払うというのには矛盾を感じませんか、ということをお願いしているわけです。それを納得するでしょうかということです、町民が。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

先ほどの町道認定されている部分につきましては借地しているところの中で言いますと、ちょうど清掃センターの入り口付近の一番上側のロータリーになっている部分でございます。当初から衛生施設の移転の用地ということで土地利用計画もお示しし、保呂区の区有地については、買収ではなくて借地ということでお話がなっております。ですので、当初からごみ処理場の用地、それから道路用地ということで、お示しして借りているところでございます。それから議員が今ご指摘のように町道認定をしているということなんですけれども、これはあくまでも衛生施設のための道路用地であって、万が一この道路で災害とかが発生した場合、国庫補助を受けられないとか、交通事故等があった場合に保険の適用とかにもいろいろと問題が出てくるということで、当初から何の計画の変更もないんですが、町道認定はしているということでご理解いただきたいと思います。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12番

あくまでもしているしていないという問題じゃない現実になっているわけじゃないですか。それでやっぱり一応買う買わないは別にして、今借りている話じゃないですか。借りているところについて、今の状況からしたら賃借料を払っているのがおかしいんじゃないかと言っているわけです。だからその辺は、やっぱりその分を保呂の地区の方に買うとか買わないとかの問題じゃなしに、賃借の形に入っていてそれを払っている形になっているからおかしいと言っているのだから、その辺についてのご理解をいただかんことには周りの人は納得せんと思うんです。今までの経緯はどうあれ。だからやっぱりそれは解決していく方法というか、それはいろいろな方法があるでしょうけど、これは誰が聞いたって不平等な格好じゃないですか。当初の話は当初の話であって、今ある状況は町道認定しているわけでしょう。道路として使っていることは事実なんでしょう。その事実について賃借料を払っているという格好に出るじゃないですか。

先ほどのもう1つは、今の685番の1から685の8と6との間に昔の里道のような形の道があるんです。それは公衆用道路になっている。その土地についても、結局今の借地している9, 133平米の一部に含まれるんです。だからその辺の見直しについても、それは

別に町道認定していないんですけども、公衆用道路として明記されている道路についても金を払っていることになるわけです。だからそれについても道路に払うというのはおかしいことになりませんかということです。

それは相手のあることですから、これから協議していかなければならないことと思います。即答をくれというのじゃないんですけど、ただ問題が出たからその辺について対処すべきじゃないのかと言っていることですから。答弁賜ります。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

先ほどから何回も言っているんですけども、当初の契約時と何ら使用目的とか利用目的とかそういうのが変わっていないということを、まずご理解願いたいと思います。

○議 長

1 2 番 三倉君（登壇）

○1 2 番

変わってないと言ったって最初は緑地帯であつたり全体で借りると言ったんですけど現に使っていることについては、今課長から答弁をいただいた中には、使用している敷地の中には、6 8 5 の 1 0 の公衆用道路は入っていないじゃないですか。現に道路として使われているじゃないですか。のり面も含めて、一部であっても。でも道路として使われているということは、それが町道敷になっているところと町道敷になっていないところがあつたって、道路として使っているじゃないですか。その話の中で、道路として町道認定して使っているところについて借地料を払うのがおかしいように思うということを言っているわけです。だからほかの私が、自分の家の近くの実家の近くの話も含めて話をさせてもらうたけど、そういう格好とのギャップについて住民にどのように説明したらいいのかということを思うというのが1 つなんです。

それといま1 つは、違うといって、現状は違おうが違わないが、公簿上、6 8 5 の 1 1 というのは公衆用道路だと思うんです。地籍をしたことで。地籍したことで変わるものですから以前と違う状況になっていたらその違う状況の中で契約の見直しをしなければならないのではないですかということを申し上げているわけです。それが今の質問になっているわけです。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

当時から、道路として使うということでお借りをしているわけでございまして、今町道認定をしたからどうか、公衆用道路になっているからどうかということではなくて、もともとから保呂区の土地であつて、その保呂区の土地を、衛生施設を建てるために造成なりいろいろな工事をする。それからまた後残地森林としても使う、通路としても使うということでお借りをしているものであつて、当初と今のこの2 2 年の変更契約をした時点と、何ら変わりがないということを私は言っているわけで、その辺はちょっとご理解していただきたいと思います。

○議 長

1 2 番 三倉君（登壇）

○1 2 番

その話の中でもう堂々巡りだから、同じことの質問ですから、やっぱりルールとして私はもう引き下がるわけにいかん。ただ引き下がらざるを得ないような形なものですから、同じ質問ですから。ただやっぱりその内容については、相手のあることです。相手のあることですけども、当初から何ら変わってないといったって現場は変わっているんです。現場が変わっていることは、あなたもご存じでしょう。だから現場が変わっている中でやっぱり仕事を進めていかなければならないのではないかと。そのことによって現場が変わっているからということで、住民があなたの説明に対して、あなたの私に対する答弁に対して納得するかといったら私はしないと思います。それは向こうへご理解を求めんならんとするんです。保呂の人に。

それで、何ら変わってないと言うたんですけど、いま1つは、この地籍調査をしたことによって、さっきから同じことを申しますが、685の11という土地は里道として、公衆用道路としてあるわけです。その土地は保呂区の両方の地番の中、もともとは1つだったのに割っているわけです。この割っていることについては保呂区が割ったわけでしょう。保呂区の承諾を得て保呂区が地籍調査でしていると思うんです。それは、今度こちらのほうじゃなしに保呂区のほうの話になるものですから、保呂区の人が自分とこでそうしているのだから道になっている話ですから、それは極端というかはっきりした話、使用料を払うような対象になる土地じゃないんじゃないですかということも、1つあるわけです。

そこの辺も含めてそれは金額はしれています。しれていますけども、やっぱりその辺はきちっとすべきではないのかということ提言申し上げているわけですし、納得が私はいきませんので、また次回にもこのことを含めほかのことも質問します。

それで同じことの繰り返しになるものですから、これで私の質問は終わらせていただきます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ちょっと補足といいますか、今の三倉議員からのご質問、前回もいただきまして十分町のほうから、今もご説明申し上げましたけれども、まだちょっとご理解いただけていない部分があるかと思います。

ただいま生活環境課長から答弁をさせていただきましたけれども、当時和歌山県並びに白浜町の最重要課題でありました、新空港建設事業に伴う衛生施設の移転というのを、平成2年9月に保呂区に申し入れをし、そしてまたその時点で限られた期限の中で区として幾度となく検討を重ねられ、苦渋の選択をしていただいて、決断の末、受け入れにご同意をいただいたという歴史的経過がございます。これはもう皆様ご存じのとおりかと思います。また区有地につきましても、平成5年7月30日に、衛生施設の移転用地として、土地は買収ではなく、先ほどからご説明しております、お貸しいただくという契約を締結してございます。施設の建設当時から現在に至るまでは、区有地に対する賃貸借の目的や状況に変更はござい

ません。よって、議員ご指摘の借地面積や契約の変更ということは今現在考えてございません。必要以上に土地を買い上げた事実等もございません。議会特別委員会等で審議を経て、適正な価格、適正な議決を経て、今現在契約が更新されているというふうに理解をいただきたいと思います。

○議 長

12番 三倉君（登壇）

○12番

今、町長からも私と平行線の答弁だったものですから、またこのことも含め、それから質問の答弁をいただいた中で、ちょっと私は耳が遠いものですから聞き損じがあったりするものですから、数値的なものについてまた教えてもらいに行き、その話の中でまた納得がいかにそこについては、次回質問させてもらうという形になるかと思うんです。

それで私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、三倉君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 31 分 再開 10 時 35 分）

○議 長

再開いたします。

16番 正木司良君の一般質問を許可いたします。正木司良君の質問は総括方式です。

16番 正木司良君（登壇）

○16番

去る8月29日の午後、残暑が厳しい三段壁、町長、教育長、そして町職員の幹部の皆さん、議員の皆さんが参列されました。三段壁から投身自殺をされた方々の供養祭が営まれました。私は白い野菊の花を眼下の海にささげながら、はるか遠い昔の、余りにも悲しいそしてショッキングな光景を思い出し、胸が痛みました。昭和45年11月下旬の夜、病弱の若い母親が2人の幼子を道連れに三段壁から身を投げました。当時新聞記者として白浜署に居合わせた私は、署員とともに現場に駆けつけた。サーチライトに輝く海は鮮やかな緑色、その中に漂う母親の白い手足とえんじ色のワンピースの強烈な色彩が、今も脳裏から離れない。あのとき私は確かに見た。母親に寄り添うようにしていた幼子の遺体が、まるで泳ぐかのようにすいすいと沖合の闇の中に消えていったのを。どうしていたいけない子どもまで犠牲にしなければならなかったのか、子どもたちのためにもっと強く生きてほしかった。私は、高まる憤りの中で、激烈な死のドラマにおののいた。ことしも既に8人の方が激浪の海に身を投げたと伺っています。心からご冥福をお祈り申し上げます。

後ほど、自殺予防週間を迎えたきょう、観光の総決算のテーマの1つとして、自殺予防への当局の対応についてお伺いをいたしたいと思います。

それでは、観光白浜の夏の総決算についてお伺いをいたします。

今夏は異常な気象に見舞われました。気象庁が観測以来と言う、酷暑や集中豪雨そして竜巻などの異常気象は、まさに地球熱帯化を思わせるものであります。その酷暑やアベノミクスによる日本経済の上昇傾向が、観光白浜にどのような影響をもたらしたのか、シーズンを

通じての特徴などについてお伺いをいたしたい。

我が町にとって、最高の活況のシーズンである夏、今夏も7月中やお盆の観光客数は、昨年同期を大きく上回ったことなどが報道されており、連日、白良浜は海水浴客で埋まった。ところが、昨日の水上議員そして秀男議員の質問による当局の答弁では、7、8月中の観光客数は、昨年同期と比較して余り大きな差はなかった。ちなみに昨年この場で私がお伺いをした、昨年の夏の観光客数、それに対するきのうの当局の集計では、ことしの夏の観光客は、日帰り客28万2,000人、宿泊客44万7,000人の、合計約72万9,000人。これに対する先ほど申しました昨年同期の客数、この場でご答弁いただいたときは、日帰り客は28万6,000人、宿泊客は42万9,000人の、計71万5,000人で、1万4,000人しかことしは増加していない。当局は、この1万4,000人のお客さんの増員を、ああよかった、ことしは大成功だったと受け取られるのか。それとも、案外去年と比較してことしは少なかった、多いのだけでも多さが少ないというような見方をしているのか、その点についてお伺いをいたしたい。

また、最近のお客さんは、余りお金を使ってくれないという業界の声をよく耳にいたします。これは単純な話ですけど、仮に1人のお客さんが平均して2万円を使っていたと、73万人で146億円と試算されます。今夏の経済効果について、どのような感想をお持ちなのかお伺いをいたしたい。

ことしも花火大会や宝探しなど多彩なイベントが繰り広げられましたが、トラブルはなかったのかどうか。海水浴客の水難事故や、あるいは盗難などの被害がなかったのかどうか。今夏の観光シーズンの特徴や来年夏への課題があれば、お聞かせをいただきたい。また、猛烈な暑さで、熱中症で倒れられた方も多かったのではないかと。単に観光客だけでなく、町民全体を通じて、救急車の搬送件数などについて、お伺いをいたしたいと思います。

児童・生徒の健康管理についてでございますが、これまで何度も申し上げてきました。教室の空調整備と、中学生の医療費の無料化について、新年度の予算編成期を前に、改めて町長、教育長のご見解をお伺いしたい。先ほども申し上げましたが、気象庁の観測以来という厳しい暑さの余韻は、今月に入っても続いています。そんな中で子どもたちは、室内気温30度に達する教室で勉強を強いられることになる。子どもたちは毎日氷水の水筒を持参し、中には首の周りに冷やした湿布を張りつけて登校している低学年の子どももいるようです。今週の月曜日には、町内の小学校で低学年の児童が倒れ、救急車で学校から病院へ搬送されました。また、全児童の3%と言われるアトピー性疾患などの子どもたちの苦痛は、想像を絶するものがあります。我が白浜町の場合、周辺自治体の学校に先駆けて、11小学校4中学校の全普通教室に扇風機が設置され、それ自体は大変ありがたく思っております。しかし、今夏の猛暑が来年も再来年も続くとすれば、やはり子どもたちの健康保持のために、エアコンの整備は避けられないのではないかと思います。改めて教育長のご見解をお伺いしたい。

医療費の無料化につきましては、私は、我が町が県下の多くの自治体に先駆けて、小学生の医療費の無料化を断行したことを、高く評価をしています。子どもを持つ多くのお母さん方にかわり御礼を申し上げます。そして中学生の医療費の無料化についても、町長は、さきの私の質問に対して前向きな答弁をされたことが念頭にあります。既に近隣町村でも、すさ

み町が、昨年は12歳小学校6年生まで、ことしからは中学3年あるいは高校1年の途中になる15歳までを無料化にしました。我が町の場合、それに必要とされるおよそ1,300万円の予算は、決して捻出できない額ではないと、私は思います。子どもたちの健康管理は行政の前提であり、使命であります。お母さんたちの期待も大きい。改めて前向きのご見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、中間処理施設が関連する課題と取り組みでございます。

当局、町長や先ほどから答弁をされている生活環境課長ら、関係者の長期間にわたる取り組みと努力には、敬意を抱いておりますが、関連する課題は、今も複雑な様相のままであります。町長は、課題については、議員や職員とも連携して、保呂地区の皆さんと対話を重ね、できるだけオープンに町民の皆さんが納得していただく形で、不退転の決意を持って対応に取り組みたい、そのように決意を述べられています。しかし率直に申し上げまして、現時点では、関連する諸問題について、多くの町民はとまどいの気持ちを隠せない。施設の使用期間の延長をめぐる協定書の解釈についても、内ノ川地域の皆さんのご理解を得ていない。そして地域の方々の町の対応について不信感が率直に受け取れるわけであります。

また、現金要求の問題についても、そのように受け取れたと発言された教育長と、町長の見解は、相反するままで進展はない。お二人を前にしてこれ以上の質問は差し控えさせていただきますが、教育長に対して、発言の撤回や、あるいは進退の判断を迫ったなどの風評も、うわさとして耳にいたしております。もちろんそんなことはないと思いますが、少なくともそれらの疑問が諸問題の混迷や町民の不信感につながっていると言っても過言ではないと思います。

また、さきに住民団体から、中間処理施設が関連する町行政の姿勢を批判する文書が町内に配布されました。そして、文書を読まれた多くの町民は、行政のあり方にとまどいと不信の念を抱いている。町としてそのような状態をどう受けとめているのか。

これらの問題について、町長の総合的な見解をお伺いしたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議 長

当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま正木司良議員からご質問をいただきましたことにつきまして答弁をさせていただきます。

まず最初に、観光白浜の夏の総決算ということで何点かご質問をいただきました。議員もご指摘いただきましたように、ことしの夏は大変な記録的な猛暑となり、降雨量の少ない地域と大変多く降ったところで差があったように感じます。我が白浜町ではおおむね好天に恵まれ、特に大きな災害もなく、今夏も大勢の観光客でにぎわったところであります。7月、8月の来客数は、日帰り客が28万1,147人、宿泊客に関しましては44万7,043人、合計が72万8,190人と、私どものほうで集計をしております。

この近年の傾向としましては、日帰りのお客様がふえる傾向が続いていましたけれども、ことしの夏は逆の傾向があらわれていると感じております。経済効果につきましても、宿泊

客は増加し、観光施設も大勢のお客様でにぎわったとしても、実際の1人当たりの消費金額は低迷しているというふうに聞いておりますし、私もそのように判断をしております。依然として厳しい状況が経営が続いているというふうに伺っております。これは全体的にそういうことだというふうに考えております。

そうした実態から見ますと、景気の回復はまだまだ地方にまで反映されていないのではと感じているところでございます。大企業とか一部アベノミクス効果もあり、大企業等ではやはり経済的にもかなり景気が上向いているということは聞いておりますけれども、まだまだ白浜町にそこまで景気の回復が来ていないのではないかというふうなことは実感しているところでございます。

なお、海水浴場の状況やイベント実施状況につきましては、後ほど担当課長から答弁をさせます。全体的には今夏も大勢の観光客でにぎわいましたが、さらなるおもてなしの充実、安心・安全そして快適な観光地づくりはもちろんこと、観光実態を把握しながら今後の誘客活動に生かしてまいりたいと考えます。これから秋の観光シーズンに向けて、いろいろプレデスティネーションキャンペーン、プレDCも始まります。経済団体の皆様とともに誘客活動を展開してまいります。今後もご指導いただきますようお願い申し上げます。

先ほど議員のほうから、自殺対策の取り組みについてのご質問もいただきました。それについても、少し私のほうから今の現状をご報告申し上げます。

白浜町におきまして、自殺対策につきましては、平成21年1月から、白浜町、白浜警察署、和歌山県、それからNPO法人白浜レスキューネットワークさん、白浜町社会福祉協議会の関係機関が集まり、自殺防止対策会議を開催し、自殺防止対策についての協議を行っております。また、毎週水曜日本曜日の夕方に、三段壁での自殺企画者の発見、保護することを目的とした三段壁周辺合同パトロールを行っております。これはもう議員もご存じのことと思います。さらに、自殺対策強化を図るため、和歌山県自殺対策緊急強化基金事業を活用して、司法書士等の専門職による多重債務に関する相談窓口の開設、あるいは臨床心理士による無料カウンセリングを受ける対面型相談支援事業の実施、またFMビーチステーション放送を利用した自殺防止啓発放送、そして啓発グッズやパンフレットでの街頭啓発、町民向けの自殺予防講演会、婦人会、老人大学での講習会、あるいは中学生向けの講演会、民間団体との共催による自殺対策強化月間イベントを実施する普及啓発事業の実施も行っております。三段壁自殺対策事業の実施やNPO法人白浜レスキューネットワークに委託した三段壁パトロールをこれからも強化する所存であります。

そういった強化モデル事業を実施しておりますので、かなりの部分でいろいろな対策が講じられているというふうに考えてございます。

また三段壁から投身された方並びに身元不明の方のご冥福をお祈りするために、議員ご存じのように町職員の有志が関係者に呼びかけを行い、平成9年から毎年8月に投身者、身元不明者の供養を三段壁と町営共同墓地の慰霊碑の前で行っております。

以上が、自殺対策への取り組みについてということで、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、中学生の医療費の無料化についてのご質問をいただきました。このことにつきましては、先般も議会で議員からご質問をいただいたとおりでございます。

中学生の医療費の無償化につきましては、平成25年第1回定例会に引き続きご質問をい

ただいています。子ども医療制度は、子どもの医療費の一部をその保護者に対して支給することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的としています。議員ご承知のとおり、平成23年7月に小学校卒業時までには支給を拡大し、現在の対象者数及び医療費は就学前児童で1,054人、小学校児童で1,032人、医療費扶助全体で約5,100万円となっております。

県下でも中学校卒業まで医療費無料化を実施している町村がふえてきておるのは承知しております。平成25年4月現在で16町村が実施しています。しかし、和歌山県の補助要綱では、県費助成は就学前までとされているため、就学後は、市町村単独事業として実施しているのが現状であります。

中学生まで約600人、白浜町の場合約600人を拡大した場合、年間約1,500万円の町負担がふえると試算をしております。これは最新の試算でございます。町の財政状況や国、県、周辺市町村の動向を注視しながら、今後とも、児童手当、保育所、予防接種などを通じて総合的な少子化対策、子育て支援に取り組んでまいりますので、どうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

私も民生課との協議の中でも、中学生の医療費の無料化につきましては、前回前向きな発言をしております。当然これは町として取り組んでいかなければいけない最優先課題の1つであろうというふうな認識をしておりますので、今後も引き続き研究調査をしながら、このことについて皆様方と意見交換をしながら前向きに進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、最後に、中間処理施設が関連する諸課題への対応ということでご質問をいただきました。ごみの中間処理施設に関するご質問でございます。

まず、ごみ焼却施設の使用期間延長に伴う協定書に関してですが、施設建設当初の平成5年6月に、白浜町を甲とし、保呂区と内ノ川区を乙として、ごみ処理施設・斎場に関する協定書が締結されております。

その後、15年間の使用期間満了を迎えるに当たり、町も保呂区と内ノ川区に対し、使用期間延長の協議をお願いし、当初と同様に、乙が保呂区と内ノ川区連名となる形での協定書の締結を目指して取り組んでまいりました。議員もご承知のとおり、町と保呂区との間で締結した確認書により、保呂区との協議期限は平成22年9月30日となっており、それまでに同時調印となるよう、町としまして、北富田地区の各区長様のご協力また議会の力をお借りして、当初同時調印となった意味、経過をご理解いただけるよう、同時調印となるよう、内ノ川区様に対し働きかけをしてきたところです。しかしながらどうしてもご理解がいただけない部分があり、平成22年9月30日に新たな協定書を町と保呂区との間で締結した経過がございます。

その後におきましても、町は内ノ川区様に対して、使用期間の15年延長と当初の経過を踏まえて保呂区との協議をお願いし、また議会の力も再度お借りして、何とか両区が以前のように一体となった取り組みがなされるよう、取り組んできた経緯もございます。その中で内ノ川区からも15年の使用期間延長についてはご承認をいただきました。このことについては、感謝を申し上げるところであります。

しかしながら一方で、内ノ川区さんとして、保呂区と協議ができない、一体となった取り

組みはできないという最終的な回答が平成23年5月にありました。保呂区とは協議ができない、つまりは、当初のように連名で乙となることはできないということの判断でございましたので、これまでの経過から、ごみ処理施設の使用期間延長に関する町と内ノ川区との協議は終了したとの認識であり、ごみ焼却施設に関する協定書を内ノ川区と単独で締結をする考えはありません。

町のこれまでの取り組みをご理解いただけないということは、まことに残念であります。

続きまして、教育長への対応についてのご指摘もいただきました。やはり町の三役の間で重要課題に対する認識、見解に相違があることは、町政の混乱にもつながり、町民に不信感を与えるものと考えてございます。これまでの経過、また民事裁判の和解、取り下げ、告訴、告発の不起訴処分という結果も踏まえて、町の考え方に対しまして教育長に理解を求め、これまでも会談を重ねてきたところです。

いずれにいたしましても、ごみの中間処理施設、清掃センターに関する経過並びに考え方は、町広報2012年12月号掲載のとおりであり、その考えに変わりはありません。私は、多くの町民の方々は、町広報の内容をご理解いただいたと考えております。

しかしながら一部で、町の見解とは異なる刑事告発やチラシの発行などがありました。町としては非常に残念であるとともに、今後も町政の中で、事実検証した結果を丁寧に説明していきたいと考えております。

ここで何とか町政が前進していけるように、議員各位を初め町民の皆様方のご理解とご協力を、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、幾つかの項目に関しまして答弁をさせていただきましたけれども、あとの細かいことにつきましての回答は、観光課長より答弁させていただきます。そしてまた教育長にもお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議 長

番外 教育長 清原君（登壇）

○番 外（教育長）

失礼します。ご答弁をさせていただきます。

正木議員様には、いつも子どもたちの健康のことを案じていただきましてありがたく思っております。先ほど子どもたちの健康管理は行政の責務であると、改めてこのご指摘を重く受けとめたいと思っております。

エアコン設置につきましては、全国的には都市部のほうで進んでおります。和歌山県下はまだ一部のみなんです。私は要望があったから設置するとか、あるいはお金がないから設置しないとか、それじゃなくて、子どもの健康にとって本当にエアコンが望ましいのかどうか、そのことの考察がもつとなされないのが非常に残念に思っております。

以前つくば市のことを申し上げましたが、つくば市は時間をかけてそのことを考察して、つくば市としては扇風機とみどりのカーテンであると、そういうふうな方向であったと思います。私どももみどりのカーテンを推奨しております。

残念ながら健康に関する考察が少ないんですけども、議員が以前の議会でご指摘されたように、京都市は全国に先駆けてエアコン設置が進んでおります。大学の先生がその中で、

京都教育大学附属の桃山小学校、ここのエアコンを設置されたときの子どもの状況について調査研究報告を行っております。京都市は盆地状ですから非常に寒暖の差が激しくて、夏は本当に暑くなります。やっぱりエアコン設置というのは私は正しい方向でないかと思っておりますんですけども、その中で報告されましたことは、冷房の導入により教室の快適性が向上したと、こういう評価があります。その一方で、冷房によって体調を崩す子どもがいたり、外での活動に耐えられない子どもが出てきたと報告されております。

どちらをとるかというのは、非常に難しいんですけども、内外の温度差が大き過ぎると、人体の生理機能に重大な影響を及ぼすと、特に成長期の子どもには。このことは多くの学者から指摘をされております。

今後考察が進むと思われますので、私たちも十分、もっと勉強していく必要があると思っておりますんですけども、暑いところで学習するのは確にかわいそうな面はありますが、クーラー漬けにしますと、子どもに低体温という状況が応じて非常に大人になったら深刻な影響がでてくるということも言われております。あるいは自律神経に異常をきたすとも言われています。それだけに本当に慎重に検討することが必要かなと思っております。

それで私たちが頼りとするのは文部科学省の学校環境衛生基準なんですが、この学校環境衛生基準によりますと、教室の望ましい温度としては、冬は10度、夏は30度と、これは望ましい温度とされております。それで都心部はともかく、私どもの白浜町はどうかということをやっぱりきちんとこれは考察する必要がありますし、ときどき室温をはかっていたいておりますが、ことしは9月6日と9月9日に一番時間的には暑いだろうと言われる2時に各校ではかかっていたきました。ただし、非常に涼しい学校である市鹿野小とか何校かは除いておりますが、その中で30度を超えたのはやはり3校ほどありました。6日も9日もです。一番高かったのは32度です。ただこのときは都会は40度近いという状況がありましたので、そのあたりをどう判断するかは非常に難しいところなんですけど、ただ私が思いますのは、本当に暑いのは、夏休み直前の数日間と、この2学期に入ってから現在の数日間、10日ぐらい、このあたりが一番暑いんです。その中で雨の日を除いて、特に午後の暑い日が続くと思います。現状では、先ほど申し上げましたように30度を大きく上回ることはありませんし、期間的にも短いですが、これが都会のように一月二月と続くような状況が出てきたとしたら、これは本当に真剣にエアコン設置を検討しなければならないと、それは教育委員会の責務じゃないかと思います。

それと、私も西富田小学校で学校建築でプレハブでエアコンを使ったことがありますけど、一たんつけるとなかなか切れないんです。だから7月、9月にだらだらとつけるということになるんです。そういうこともあります。

しかしそうはいつでも、先ほどからもご指摘がありますように温暖化は本当に進んできております。委員会として、教室の空調化につきましては、引き続き真剣に学習を進めて、その必要性について十分検討を重ねていく必要があると思っております。どうかご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 長

番外 観光課長 正木君（登壇）

○番外（観光課長）

海水浴場やイベントの状況報告をさせていただきます。白良浜海水浴場への入込数は、7月8月の2カ月で61万6,800人となっておりまして、昨年とほぼ同じ、またはわずかに減少という形になっております。おおむね天候に恵まれまして、遊泳規制する日も少なかったんですけれども、8月下旬は台風の影響もありまして、さらに高校などで2学期が始まる日が早いところも多くなったこともありまして、お盆を過ぎてから来場者数が減少したところです。ピークの日につきましても、以前はお盆の3日間でしたが、最近では7月の3連休に多く来場しているのが特徴ではないかと把握してございます。

イベントにつきましても、ことしも2回の花火大会を初め、メッセージ花火やキャンドルイルミネーション、そして熊野水軍埋蔵金探しなど、大きなトラブルもなく予定どおり実施することができました。これには、やはり周辺住民の皆様の深いご理解とご協力があったことであると感謝してございます。特に8月10日の花火大会は、大変多くの来場者があり、町内の道路は夜遅くまで渋滞が続きまして。

水難事故や盗難などのお尋ねがありましたが、特に大きな事犯の発生は見えていませんが、例年のように迷子の届出が多いのが特徴ではないかと考えております。

白良浜海水浴場からの救急要請件数は14件で、その多くが軽傷で重篤な事故は発生しませんでした。関係団体の皆様、また白良浜ライフガード、警備本部の懸命な取り組みとご協力によるものと感謝しております。

イベントの精査や課題を一つ一つ改善しながら、来年に向けて取り組みたいと考えておりますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

○議長

番外 消防長 大谷君

○番外（消防長）

熱中症の救急搬送件数等についてお答えいたします。

6月から調査を始め、8月末現在まで32名を搬送しております。昨年と比較しますと2名の増加となっております。年齢別では40歳以下が昨年は8名、ことしは13名搬送し、5名の増加となっております。40歳から60歳までは、昨年は7名で、ことしは搬送なし、ゼロでございます。60歳以上は、昨年は15名で、ことしは19名の搬送をいたしまして、4名の増加となっております。搬送者の住所につきましては、町内在住者が、昨年は19名で、ことしは22名です。町外在住者は、昨年は11名で、ことしは10名です。町外の方全てが観光客であるとは把握できておりません。屋外から搬送された方は5名、屋内から搬送された方は27名となっております。この中には、町立の総合体育館で、剣道の練習中に気分が悪くなって搬送された大学生8名が含まれております。男女別につきましては、男性が昨年は19名で、ことしは22名でした。女性は昨年は11名で、ことしは10名でした。ことし搬送した32名中、入院を要する中等症の患者は9名、入院しなかった軽症の方は、23名でした。

以上でございます。

○議長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可いたします。

16番 正木司良君（登壇）

〇 1 6 番

ご答弁をいただいたわけですから。

まず、観光ですが、そうしますと、来年への課題は、具体的にはないわけですね。前年より1万5,000人お客さんがふえています。きのうのお二人の質問に対しまして、露店の経営も誘致もうまくなりました。トラブルもない。水難事故も、今消防長もご説明いただいたように、余り大きな事故もなかった。

じゃあこの調子で来年も行ってくれたらいいという気安い気持ちなのかどうか、そのあたりについてもう一度、ことしはこうで来年はもっとこうしたいという、意欲的な、少なくとも観光白浜の行政ですから、ことしより来年、来年より再来年というお気持ちが私は必要ではないかと思います。

町長は先ほどからおもてなしの心を三倉議員に対するご答弁でも強調されました。空港のフラダンス、そしてまた安心安全なまちづくり、そういう取り組みは理解できるんです。

町長が、当初おっしゃられた、三倉議員さんもおっしゃいましたけど、公約ではもっと町民が期待できる、井瀬候補が町長になったら白浜の観光振興はもっともっとよくなるのだという期待があったわけですから。それが率直に申し上げまして、その公約が今のところ、1年若干ですからそうそんなにできないと思いますけど、もっと意欲を持っていただきたい。

その点についてもう一度改めてご答弁をお願いします。

観光面はそれと、それから、教育のエアコンですけども、エアコン潰けになったら子どもが弱くなる。やっぱり猛暑に耐え得るたくましい子どもが、たくまさが健康を生むと。私なんかは子どものときは裸で勉強したんです。そういう気持ちもわかります。夏の気温で望ましいのは30度という専門家の分析でございます。確かにクーラー潰けというのは問題があると思うんですけども、しかし、今は時代が違うわけです。現在教育現場の空調整備については、小学校の普通教室の全てにエアコンが備えられているのも、日高町や湯浅町、由良町など、4自治体、また中学校でも紀ノ川市や有田市、日高町など6自治体がもう備えられているわけです。そしてまた、先日の紀伊民報の社説でも、やっぱり残暑厳しい中には、大人の方は職員室とかここの議場とか、皆エアコンで快適なんですけど、一番弱い立場の子どもさんがそういう状態では本当にいいのかどうか。もう一度、教育長のお考えも私は理論的にわかりますので、そこらについてもう一度お考えを検討いただきたいと思います。

それから、中学生の医療費の無料化。率直に申し上げますと町長のご答弁は前回のご答弁と余り変わってない。前向きに少子高齢化、育児政策への取り組みを最重点課題として前向きに受けとめている。それは昨年もおっしゃられたことです。だから多くのお母さんがそれを期待しているわけです。この問題が県下の自治体で実施されたとき、小中学生の医療費の無料化について、請願書を、陳情書を出してほしい。2日もかからないのに600人のお母さんがサインをしてくれた。それほど深刻なんです。だから最優先課題はよくわかりますけど、当初予算の編成期はもう間近に迫っている。12月、11月、1月、そこらでもう一度、やっぱり井瀬町長や、水本町長は小学生の医療費無料化をした、井瀬さんは中学校までやってくれた。それが町長なんです。そこをもう一度お考えをいただきたい。もう答弁は結構です。

それから中間処理の問題なんですけども、私の聞き違いだったらちょっとご訂正いただき

たいんですけども、内ノ川地区との契約はすることはありませんとかということを私は受け取ったんですけども、それが本当なのかどうか。それから、町行政の姿勢を批判する文書が町内に配布されて多くの町民はそれを読んで、ほう、こうかと、やっぱり疑問を抱かれています。それに対して町は今のところ無視をしている。それでいいのかどうか。そこらについて、もう再質問はいたしませんけども、内ノ川との契約をすることはありませんとおっしゃられたことだけについて、もう一度そしたら皆さんもおっしゃられますので。そのことについて、もう一度伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長

再質問に対して当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まず大きく分けまして2つ再質問をいただきました。

この夏の7月8月の観光動向を見て、課題はないのかというふうなご指摘でございますけれども、私はこの数字だけで、72万8,190人の7月8月の日帰り宿泊を合わせての来客数でございますけれども、決してこれで満足してはいかないというふうに考えてございます。その中で課題も多々ございます。駐車場の問題、町の白良浜周辺の駐車場の課題、これもございます。そのほかにもやはり過去におきまして、日帰り客はことは少し減少しましたけれども、宿泊客が少し伸びたということはこれはおおむね非常に歓迎すべき事象だと思いますけども、やはり消費単価がまだまだ上がっていないというところは今後の課題だと思います。やはり連泊をもう少しふやしていかないといけないというところもございますし、そしてまた今後3年間のゴールデンイヤーに向けて、町としましてやはり和歌山県ともいろいろ連携しながら、もっともっとアピール、PRをしていく必要があるかというふうに、私が先頭に立って行っていく必要があるかと思っております。

来年は、先ほど申し上げましたけれども、1つは国体のプレリハーサルがございます。紀の国わかやま国体が平成27年度に行われまして、そのリハーサル大会が来年行われます。これにつきましても白浜町は、もう2年後に迫った紀の国わかやま国体に向けて、来年、正式競技でありますソフトテニス、卓球そして空手道、この3競技のリハーサル大会を開催いたしますので、それに向けましても町民の皆様のご協力とそしてまたおもてなしという形で、ぜひとも前向きに皆様方にも、しっかりとおもてなしのマインド、心を持って接していただきたいというふうに考えてございます。

そしてまた、夏場の動向を考えますとやはり、白良浜とか海水浴場だけではなくて、これから番所山の整備がもう今年度で終了いたしますので、私はやはり夏のピークだけじゃなくて、そのほかの春とか秋とか冬とか、こういった時期にもオフシーズンにもお客様が来ていただけるような今後の取り組みをしていく必要があるかと。例えば番所山につきましても、自然観察とか磯遊びというのは、これはもう年中できると思いますので、そのあたり新しいファミリー層、家族とかそういった親子連れが訪れる絶好の機会でございますので、教育旅行とかも含めて今後新たな顧客の開拓につながるのではないかと考えておりますので、このあたりも、もちろん番所山の中にごございます南方熊楠記念館、そしてまた京都大学の水族館等もぜひ協力をいただきながら、一緒に取り組んでまいりたいと思います。そのことにより

ましてもっともっと夏場以外のお客様もふえるのではないかと考えてございます。

やはり、年間300万人ということで満足するのではなく、320万、350万、平成の当初にはかなり、平成のまだ一桁の時代には350万人ぐらいの観光客が来ていただいた時期もございますので、そのあたりも今後視野に入れて、320万、350万という形で、今は温泉町では全国7位の300万人という宿泊客並びに日帰り客を有しているわけですが、それで甘んじることなく、もっともっと手を打っていきたいというふうに考えてございます。

それから続きまして、先ほど少し答弁は結構だというふうに言われましたけれども、やはり私のほうとしましてこの中学生の医療費の無料化につきましては、先ほど議員ご指摘のように、さまざまな要望とかアンケートも聞いております。その中でやはり、他市町村に関係なく、私としまして、担当課とも十分に精査した上で、来年度に向けてどのぐらいのことで予算が組めるのかあるいはどういうふうな課題があるのか、この辺をもう少し研究させていただきまして、近々また方向性を出したいというふうに考えてございます。

最後に、中間ごみ処理施設の使用期間延長に関する内ノ川区さんとの協議の中で、私としましては、内ノ川区さんとの協議は、町としての協議はもう終了したというふうな認識でございまして、町から働きかけることはできないというふうなスタンスはもう変わってございません。その中で、今後、ごみ焼却施設に関する協定書を内ノ川区さんと単独で締結する考えは、現在のところ町にはないというのが結論でございまして、ご理解をいただきたいと考えてございます。

それで、答弁漏れはございませんか。

○議長 長

番外 教育長 清原君

○番外 (教育長)

再度このエアコンについて、一番弱い子どものためにということはいくらも確かにあると思います。あると思いますが、子どもの小・中学校の時期というのはもう一生に一度の、その後の50年60年の人生を決める一番大事な時期だと私は思います。それだからこそ、社会へ出るまでに、社会人としてふさわしい基礎的な力、たくましさをも身につける必要があると思っております。この時期しか鍛えられないんです。

私事で恐縮ですが、私は以前中学校で担任としておりましたときに、時代が古いと叱られるかも知れませんが、ある家庭のご両親は、その子どもに一切冷房、暖房器具を使わせませんでした。私はなぜかと聞いたら、心がなまると言いました。これは極端な例ですが、それぐらいの覚悟で子どもに辛抱させて、子育てをやったという、非常に立派な大人に今なっておりますけども、またある方は、子どもに好ましい環境を与え過ぎることは、あめを与えてそのときは喜ばれるが、やがて虫歯になって子どもを悲しめることにつながると、そういうことも言っておりますが、やはり本当に子どもの健康のためにエアコンが必要であると判断したら、これは本当に優先して、教育委員会として一生懸命行政当局に働きかけて設置に向けて頑張っていかならんと思っています。

ただ私の考えが間違っておりましたらいけませんし、また校長会等でも十分ご意見を賜って、私は地教行法にもありますように、指揮監督を受けるのは教育委員会のみでありますか

ら、この5人の委員と十分協議をして、今議員からご指摘があったことについても再検討をまたしていきたいと思っております。できるかどうかはわかりませんが、十分今後も検討を重ねていきたいとそういうふうに思っております。

以上です。

○議 長

ほかに答弁、ございますか。

それでは、再々質問があれば許可いたします。

16番 正木司良君（登壇）

○16 番

双方の行政の責任者から、前向きなそしてご親切な答弁をいただきました。私も、医療費の無料化の問題、そしてまたエアコンの問題、お二人のお気持ちはよく理解できました。それなりによろしく願いを申しあげます。

それから観光の面ですけれども、これも町長がおっしゃられました。ファミリー客の誘致、そのために番所山。きのうの秀男議員も言っていたんですけれども、大変ありがたく受けとめたんですけれども、番所山の整備を初めて私が訴えたのはもう10年も前、さらにまだ前だと思います。そしてまた県知事にも願いをいたしました。今、前向きに町も取り組んでいただいているんですけれども、どうかよろしく、今の白浜に飽き足らずにさらに魅力的な白浜を。町長がおっしゃられましたように、昨年の観光客は303万人だったんですけれども、10年前に比較すると71万人が減少しているわけです。そういう状態の中で、今の白浜に満足をしないで、よろしく願いを申し上げます。

それから自殺者の予防なんですけれども、全国自殺予防週間に当たっています。特に我が町にとっては、ほかの自治体に比べて積極的な自殺防止への取り組みが必要。平成20年には19人が投身をされているわけです。いろいろな悲劇があるわけです。自殺予防への当局の取り組みについては、先ほど答弁をいただいた。人それぞれに苦しみや悩みを背負って生きている。それだけにみんなが助け合って生きていける温かい社会のシステムを構築しなければならない。それをバックアップするのが行政の本質であり、秀男議員もきのう言うてくれましたように、それが政治の原点であります。「心中せし人が書き残し岩の文字白浜の海はきょうも荒れている」この短歌が全国紙の文芸欄に掲載されたとき、日本の多くの方々は、哀れな愛の結末に心をいためました。しかしそんなもう悲しいロマンは不要でなければならない。生きること絶望して白浜を訪れた傷心の人たちに、再び生きる勇気を取り戻してもらうために、行政が白浜レスキューネットワーク、さらに県、いろいろな組織とともに協力の中で、行政は行政としての立場で、絶望の方に再びよし頑張ろう、生きていこうという勇気を取り戻してもらうために、行政としてさらに活発なご活動を、切に願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、正木司良君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時42分 再開 12時56分）

○議長

再開いたします。
諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

報告をいたします。
議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日議案第86号から報告第10号が提出されましたが、本日は資料配付にとどめることになりました。議案第86号から議案第96号の決算認定については、申し合わせにより決算審査特別委員会を設置して審査を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長

報告が終わりました。ご了承のほどお願いします。
引き続き、一般質問を続けます。

2番 楠本君の一般質問を許可いたします。楠本君の質問は総括方式です。

2番 楠本君（登壇）

○2番

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。昨日に引き続きまして、きょうは午前中2人ということで皆さんもお疲れだと思いますけれども、あらかじめ質問要旨を事前にお渡ししておりますので、私も中身の濃い議論をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

本題に入る前に、一言町長に提言を申し上げたいと存じます。

町長は7つの公約のもと、当選されまして、約1年4カ月が過ぎました。町長の一生懸命行政課題に取り組んでいる姿はわかりますけれども、現在の白浜町の状況を見たとき、ホテルの倒産、売却話、価格破壊、耐震基準による問題等、課題が山積しております。また、中でも中間処理施設の問題については、昨日、本日とお話ございましたけれども、保呂、内ノ川、両区との関係が、解決が最大の課題と言えます。地元保呂、内ノ川区の要望、あえて内ノ川区と呼ばせていただきます。要望も理解しつつ、今こそ町長が言われているオンリーワンの白浜で、議会も地元区も含んだ解決をしていかなければ、歴代3代にわたる課題解決が県内外の注目の的となっております。我々議会としても町民としても、この問題の早急な解決が必要でありますし、エンドレスの話にはならない、こういうふうに私は思っております。今議会における試練を乗り越える町長の意気込みをお聞かせ願いたい。

それでは本題に入ります。

高速道路の開通に伴う地域活性化策と課題について、お聞きいたします。

近畿自動車道紀勢線（白浜町地域）において、先の全員協議会で進捗状況の説明を受けました。整備効果として災害対策、国道42号の代替ルート、医療機関への時間短縮、すさみまでの時間短縮、国道の渋滞緩和策、地域経済への貢献、観光客の増加等の説明を受けたところであります。

反面課題点も多く、国体開催の平成27年の供用開始に向けて、地域における経済効果、

波及効果は大所高所から研究していかなければなりません。同僚議員から観光経済に対して質問がありましたけれども、そういう意味においては高速道路の開通が、我々白浜における観光の位置づけということは、さま変わりする可能性もあります。

私は先日、芳養からみなべ、印南と42号線を走ってきたんです。私は平成元年ごろに御坊に2年間通勤しました。その当時と随分店だとかさま変わりしております。田辺市では通過点にならないような工夫や研究をして、上富田ではインターに直販所の計画があり、産地間競争、地域振興とのバランスはどうなっていくのか、上富田町としてもそれなりの研究をしていると聞いております。また、白浜町への入り込み状況は、上富田ICを利用するのか、白浜ICを利用するのか、これは私は予測がつきにくいというふうに思っております。

きのうの質問にもありましたけれども、庁内検討委員会でどのような議論をされているのか、参考までにご所見を賜りたいと思います。

次に、フラワーライン線の今後と展望についてお聞きします。

これもまたさきの全員協議会で担当課から説明を受けましたけれども、今回の補正予算で、町道櫛ヶ峰権現谷線の測量設計委託料220万が計上されておりますけれども、地元要望も踏まえて課題が多いと聞きます。町長、担当部局も大変腐心され、西牟婁振興局、知事部局、国会議員を通じて陳情をしていると聞きますけれども、現状の櫛ヶ峰線の修復で今後の道筋を踏んだ計画変更も含んだことが考慮されているのでしょうか。

県当局は、法線は基本的に変更する気はあるのでしょうか。いかがでしょう。また、才野ランプの交差点、志場商店前のピーク時7,600台の渋滞について、何を参考にどのような試算をされたのか、位置づけをお聞かせ願いたい。

次に、道の駅「椿はなの湯」を防災・歴史・風土等学びの場にしてはということでございます。

東日本大震災を踏まえて、来るべき首都直下型地震、南海トラフ連動地震に備える、道の駅の防災機能強化を初め、防災・減災など、国土強靱化政策等インフラに対する期待や需要が増大しております。道の駅の新聞が発行されております。その中にでも、道の駅の部分で全国で、やはり公共機関として、また災害の拠点として減災の拠点としていろいろ考えられているようでございます。

今までの従来の公共工事悪玉論という財政上に偏った議論を脱して、目に見え、生活実感に沿う、安全安心につながるインフラ整備こそ不可欠ではないでしょうか。

また今後、シーニック・バイウエイをあわせた取り組みの考えはあるのでしょうか、お伺いをいたします。

昨日、EV充電器の質問を正木秀男議員がされておりましたが、我が椿はなの湯においても、県の方針もあり、平成24年より稼働しております。生活環境課の資料によりますと、順調に推移されております。また、全国道の駅では、EV充電器の開設が急速に進んでいるのが実態でございまして、政府が1,005億円の補助金を用意して、設置を推進する動きが全国に急速に進んでおります。また公共施設にも導入が高まっているところでございます。国体を控えて、まちなかでも公共施設に考えを広めていく必要があると思いますが、当局のご見解を賜りたい。

次に、南紀州交流公社「日置川ほんまもん体験」の入村式に参加してということで、ご質

問をいたします。

先月20日、大阪の青凌中学校が日置川ほんまもん体験に、生徒引率者を含めて総勢84名の方々が向平キャンプ場において入村式がありまして、私も招きを受けましたので参加してまいりました。

平成25年度は関係者の営業活動の成果で、海外を含めて28校、この中には果川市も入っております。2,177名と聞いております。申すまでもなく、ほんまもん体験の受け入れは、学生にありのままの自然や暮らしの中で、技術や知識を伝え、地域の誇りや自分の生きざま、体験を通して交流することで、きのう玉置議員の質問にもございましたように、「大好き日置川の会」設立は平成16年で公社の設立は23年4月1日と聞いております。

ホームページを検索しますと、和歌山における体験交流観光の振興を図るとともに、地域の発展及び地域振興並びに教育文化と福祉の向上に寄与するとうたわれております。ひいては、過疎対策や働きがいにもつながっているところであります。

過去において、補助金のあり方について、玉置一議員からもお話がありましたように、議論があったところです。答弁の中で、補助基準の見直しについても町長からの答弁がありましたけれども、本年度は緊急雇用対策事業の県の900万の支援を受けておりますけれども、緊急雇用対策事業の形態はどうなっているのでしょうか。例えば人件費はだめなのか。また、平成26年度の当初予算の編成に当たり、どういう過疎対策、また働きがいや農業支援、そういうことの支援策をどのように考えていくのか、当局のご見解を賜りたいと思います。これは、昨日玉置議員の質問に当局が答えられておりますので、その部分の答弁は省略していただきたい。このように思います。

次に、紀の国わかやま国体の取り組みとリハーサル大会についてお聞きします。

町長の所信表明で、進捗状況と取り組みについて報告がございました。プレ国体についても、万全な体制で全国から参加される方々に満足してもらえるかが課題であります。県の関係者からも、リハーサル大会に相当参加する情報をいただいております。

日置川のテニスコートについては、舗装も含め、竣工検査と受け渡し日時についても、遅くとも年度内にできるのでしょうか。白浜会館についても、今年度末という報告があったところです。日置川テニスコート、白浜会館の駐車場対策は万全でしょうか。

また、ホテル、民宿も含め、受け入れ態勢や条件面で関係者の方々と調整会議は行われているのでしょうか。花いっぱい運動でも、プレ、本番も含め、体制づくりはいかがか、お伺いしたい。

昨日の正木秀男議員、さらには三倉議員から、オリンピックの滝川クリステルさんの言葉が出ておりましたけれども、おもてなし。一昨日の地方紙を見ますと、県は企業や個人も参加したおもてなし宣言を募集しております。

また、気持ちよく白浜に来ていただけるという意味から、あいさつのできる人、できない人、これは基本でございます。私も含め、議員も含め、町職員の方々、お仕事でお忙しいでしょうが「おはようございます」と言っても知らん顔している職員もございます。そこからきちっと、昨日もおもてなしについての議論がございましたけれども、やはり我々、職員ばかりに言うているんじゃないかと感じます。議員もお互いにそういう部分ではきちっとしていかなければならない、こういうふうに思うところでございます。

また、「文化・観光を広く全国的に発信して末長い交流の基盤づくりを目指す」と、国体関係の委員会で冊子をいただきまして、その中を目を通しますと、そのように書かれております。県下のにも、このバッジを皆さんつけてくれておりますけれども、バッジについてはまた後ほど聞きますけど、きちっとやっぱりバッジをつけてほしい。議員の皆さんもバッジをつけてください。県下の町村でも多額の設備投資をしてお客様を迎えることになります。一過性に終わらずに、観光とスポーツが連動した広域を含めた取り組みをしていかなければならないと思うわけです。当局のご見解を賜りたいと思います。

続いて、教育委員会のほうの質問に入らせていただきます。

1つは携帯のフィルタリングについてでございます。インターネットを利用した犯罪に青少年が巻き込まれる例が後を絶ちません。フィルタリングは有害なアダルト情報や暴力的な画像、ネット詐欺など、サイトに携帯電話の接続を制限する機能を持つ、完全とは言えませんが、有害サイトにふれる可能性を低下させることができますし、青少年の携帯電話には、法令で設置が義務づけられています。こうしたことから、保護者、販売業者、教育関係者は、利用率の低さに危機意識を持つことが必要であります。県も県議会において、青少年育成条例の一部を改正し、正当な理由を除きフィルタリングの解消ができないよう、保護者と利用者の義務を厳格化することになりました。より大切なのは、学校や家庭の取り組みが必要でありまして、学校は携帯電話の危険性を教え、より安全な使い方の指導をする必要があります。

奈良県では、保護者、教育関係者の合同で勉強会を設け、被害に遭わないように、家庭においても子どもと話し合い、利用ルールを設けて被害に遭わないようにするのは、保護者の責務であります。白浜町の取り組みについて、ご見解を賜りたいと思います。

次に学習指導要領の新聞を活用するN I E活動についてお伺いいたします。

N I E活動とは、学校や家庭で新聞を教材に使う教育方法で、小6と中3を対象とした全国学力テストでは、新聞やニュースに関心が高い子どもほど、読解力、学力が高いという結果がはっきりあらわれている報道がございました。文科省が小・中・高向けに発行した「言語活動の充実に関する指導事例集」にも、思考力、判断力、表現力を育てるといたしまして、新聞記事を使った授業案が提案されてございます。教育現場では、本を読む、読解力をつける、読書に力点を置いた実践教育が行われていると思いますけれども、N I E活動についてのご見解を賜りたい。

昨日のテレビで、学力が低い学校の校長名を公表すると、これは静岡県知事が言ったとか言わないとか、発言が物議を醸しております。全国学力テストにおける白浜町の位置は、全国、県、市町村でどれぐらいの位置にあるのか、差し支えなければご見解を賜りたいと思います。

次に教育委員会の3点目でございます。田ノ口遺跡の調査結果の保存についてでございます。平成24年11月4日に、田ノ口遺跡発掘調査の説明会に、友人からお話がありまして、私も古代の歴史にロマンをみせられたところでございます。地方紙においても、芝生会館にて講演会があり、小学生たちに見学させたというふうな記事も載っておりました。

この遺跡は、25日に議員が高速道路の視察に行くらしいのですけれども、また行ったらちょっと見ておいてほしいんですけれども、高速道路の計画内で、場所は白浜町十九淵に所

在する遺跡で、白浜のインターの近くに位置し、標高400メートルほどの丘陵と高瀬川東岸の平野の一部が含まれております。現在、国道42号線を走ると、田ノ口から草堂寺裏手と山の様相がころっと変わって、工事が進んでおりまして、さま変わりしております。この遺跡の調査区は1区2区とありまして、1区2区は田んぼの山すその部分、これは平安時代及び近世の遺構で、3区は丘陵の小高い丘の部分で、弥生時代の竪穴の建物や奈良時代の遺構が検出され、貴重な遺跡であると思っております。説明員によりますと、3区はその当時の役所跡と推測される。その根拠は、ちぎという皆さん知っていると思いますけれども、分銅のはかりです。重りだとかそういう部分だとか計量の土器が見つかったと、こういうことで、昔の役所跡ではないかと、こういう話でありました。

昨年のごことでございますが、ちょっと気になりましたので、当局の見解を聞きたいと思えます。1つは、遺物の所有権はどこにあるのか。またどこに保管されているのか。2つ目は、町の分献に載せられているのか。こういう遺跡については、やはり後世に残してもらいたいし、こういうことで教育委員会の見解を聞きたいと思えます。

これをもって第1回目の質問を終わります。

○議長

楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま楠本議員からご質問をいただきました。

まず最初に、冒頭、今議会における保呂区、内ノ川区からの要望に関しての意気込み、今後どう解決していくのかというふうなことに關する意気込みを聞かせてほしいという、まず冒頭でのご質問、ご提案でございます。

この提言につきまして私は非常に重く今受けとめております。当然これまでの経緯、あるいは、現在置かれております町の立場、昨年の民事裁判の和解、取り下げ、また同時に本年度の告訴告発の不起訴処分、嫌疑不十分という結果を受け、これ以上町政の混乱をきたしてはいけない、ならないということで、その決意のもと、何とか今議会の中におきましてもしっかりと皆様方のご協力を得て、何とか早急に円満に解決できる道筋はないかということ、今、町当局とも、今話をして、そしてまた今議会で方向性を出していきたいと。ありとあらゆる方策、最大限の努力をしていきたいというふうに考えてございます。

やはり今後両区との協議が進む中で、一定の理解が得られる状況が進めば、町として協議の場を設け、話し合い、協議の中で解決をしていきたいというふうに考えてございます。そのためにも、議員の皆様方のお力、そしてまた町民の皆様方のご理解とご協力が不可欠でございますので、ぜひとも皆様方のお力をいただきまして、今議会の中で皆様方に一定の方向性を出すべく、お願いをする次第でございます。

まず冒頭に、私からの思いと、それから今現在置かれている私どもの現状、そしてまた皆様方へのお願いを申し上げます。

続きまして、一番最初のご質問でございますが、高速道路の開通に伴う地域活性化策と課題についてというご質問をいただきました。議員ご存じのとおり、近畿自動車道紀勢線の供用に伴う地域活性化の取り組みにつきましては、現在庁内プロジェクト会議を立ち上げ、検

討しているところでございます。庁内プロジェクト会議におきましては、白浜町の現状把握はもとより、課題点や提案事項の整理を目的とし、町等への提案を目的としています。中身につきましては、現段階では情報発信拠点や観光資源、あるいはルート、新イベントの発掘等、自由な意見を出し合い、議論しているところであります。

また、先般7月26日に白浜インターチェンジ周辺地域の住民代表の方々が中心となり、地域協議会が立ち上がりました。その地域協議会におきましても、庁内プロジェクト会議で議論されているものを提案し、情報発信拠点等の研究、検討を行っていただいているところであります。

議員ご指摘のとおり、近畿自動車道紀勢線の供用開始に向けては、地域におけるさまざまな課題を研究した上で、白浜町における将来のまちづくりを進めていかなければならないと考えています。

今後は、引き続き、庁内プロジェクト会議や、地域協議会における提案をもとに研究を重ね、ある一定の方向性が定まれば、国県補助を含めた財源確保に取り組んでいきたいと考えています。

私は、この高速道路の南進化が、大きな白浜町にとっても起爆剤になると考えております。今までのお客さんの流れが大いに変わるということで言えば、白浜インター、それからもう1つの日置の大古のインター、このあたりからどういうふうにお客様が流れていくのか。椿地区日置川地域へのお客様への誘導といいますか誘客のための施策も今後必要になるかと考えてございます。

そして次に、フラワーラインの今後と展望につきましてのご質問でございます。現状の櫛ヶ峰線の修復で、今後の道筋を踏んで、計画変更も含んだことを考慮されているのかというご質問でございます。フラワーライン線は白浜町にとりましては近畿広域圏を直接結ぶ主要幹線道路であります。それと同時に、防災道路としても大変重要な道路と私は位置づけています。楠本議員が今おっしゃったように、ことしの7月2日に仁坂知事に早期完成に対する要望書を、地元の思いを届けてまいりました。知事も、2015年、すなわち紀の国わかやま国体の開催時、平成27年の秋ですけれども、それまでに一部の供用開始は工程上余儀なきことであり、残事業についても早い段階での事業を完了するというふうなお話を聞いております。2015年国体の開催時、白浜町の道路事情は先ほど申し上げましたように、かなりさまざまな変化といいますか、ございます。その中で今以上の交通渋滞が考えられます。そのためにも、この町道櫛ヶ峰権現谷線の改修は必要不可欠であろうというふうに考えてございます。

もう1点のフラワーライン線のご質問でございます。県当局が法線をどのように、基本的に変更する気があるのかということでございます。また才野ランプの交差点、今、志場商店様の前のところを考えてございますけれども、そのときのピークのときに7,000台想定される車の渋滞について、どのような試算で位置づけをされているのかということでございます。才野ランプの法線変更につきましては、県当局に地元の意向を届けております。現在県ともまだ協議中でございますけれども、7,000台の試算につきましては、近隣の交通量調査により将来交通量を割り出し、平成42年の推計で1日当たり7,600台となることから計画交通量として設計されているということで、この数字だけを考えますと、少しア

バウトといいますか不透明なところもございますので、今後やはりもっともっと精査して、この計画が妥当かどうかということも、我々としても検討を重ねていきたいと思っております。

続きまして、当面の行政課題の中で道の駅椿はなの湯を防災・歴史の場にとということとE V充電器の設置についてということで、私のほうからはE Vの電気自動車の充電器の設置についてのご質問にお答えをさせていただきます。

電気自動車充電器のインフラ整備につきましては、議員ご承知のとおり、充電器の設置を推進する動きが全国で急速に進んでおります。道の駅などの公共施設で、導入への関心が高まってきております。和歌山県でもしかりであります。現状では、全国で1, 708カ所に急速充電設備があるものの、その多くは自動車販売店に設置されております。また全国で、9月時点で1, 004駅ある道の駅で、設置済みなのはまだ84カ所という大変少ない状況であります。そのような中当町におきましては、いち早く、平成24年3月に道の駅椿はなの湯へ急速充電器の設置を完了いたしました。しかし、それ以外の町内の公共施設への整備につきましては、現在湯崎地区のフィッシャーマンズワープ内に設置を検討しているところがございます。

議員ご指摘のとおり、公共施設への充電設備のインフラ整備につきましては、これからさらに必要になってくるものと思われれます。今後、世界遺産登録10周年、高野山開祖1200年祭、紀の国わかやま国体など大型イベントを控え、当町への誘客の取り組みとあわせて、行政、関係団体が連携を密にとり、次世代自動車の普及状況や施設の利用状況を考慮しながら、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

続きまして、日置川ほんまもん体験の入村式に参加してということで、ご質問をいただきました。平成26年度当初予算編成に当たり、どういう過疎対策、支援策を考えているのかというご質問でございます。日置川地域のほんまもん体験の受け入れ活動は、和歌山県における体験交流型観光の振興を図るとともに、地域の発展及び地域振興並びに教育・文化と福祉の向上に寄与するとなっております。この取り組み活動は、ひいては過疎対策や働きがい、生きがいにもつながっているのではないかとご質問ですが、私もそのとおりに思います。

日置川地域の高齢化率は今現在41%を上回っております。その中で人口の減少に歯どめがきかない状況にあるわけですが、南紀州交流公社さんでは、教育旅行の誘致を中心として、地域の活性化と交流人口の拡大、これを目指しており、会員一丸となって取り組んでいただいております。民泊受け入れ家庭の皆さん方も、かなりの高齢の方が多くいわけですけれども、受け入れを楽しみに待っていており、受け入れが終わるまでなかなかおちおち病気にもなれないと言いながら、頑張っていていただいているとお聞きしております。また、受け入れ時には事務局が家庭を何度も訪問し、打ち合わせをすることで、家庭の健康状態が把握できることや、こうした活動によりまして集落の交流、地域間交流が活発になったと、そういった喜びの声も多く聞かれます。議員がご指摘のとおり、まさに過疎化対策と生きがい、やりがい、働きがいにつながっている事業であると考えています。

起業支援型地域雇用創造事業の要件につきましては、起業後10年以内の民間企業であつ

て、町内に所在する企業に委託して実施し、地域に根差した事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業を実施する。また、事業終了後も雇用を継続し、将来的に地域の雇用の受け皿となり得る企業であること。補助事業は1年間となつてございます。また委託費につきましては、新規雇用の失業者に係る人件費は、委託業務に要する2分の1以上であることとなっており、南紀州交流公社さんにとりましては非常にありがたい補助事業であると考えております。

平成26年度の当初予算の編成に当たりまして、どういう過疎対策あるいは支援策を考えておるかのご質問でございます。日置川地域は、白浜町長期総合計画により、体験交流型観光を新しい基幹産業として位置づけをしております。町といたしましても、これまで日置川事務所を中心に人的な支援をしているところでありますが、全国的な広がりの中で、さらに充実を図り、官民一体型を全面的に打ち出しながら、誘致活動や受け入れ態勢づくりに積極的な支援をしてまいりたいと考えてございます。また、当初予算の編成につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、ほんまもん体験への取り組みが、過疎対策、高齢者対策、農林水産業の振興、あるいは食育等、あらゆる分野に深くかかわりを持つ事業であります。来町した生徒や学生が、やがて再び白浜町を訪れてもらえる事業であると、確信をしております。こうしたことも踏まえて、町としての考え方や方向性をまとめ、どのような支援ができるのか、具体的な補助金支出についても県や財政当局とも相談しながら前向きに考えて行きたいと考えています。

続きまして、紀の国わかやま国体の取り組みとリハーサル大会についてのご質問をいただきました。2年後の開催に迫りました紀の国わかやま国体に向け、来年度には、当町開催の正式競技でありますソフトテニス、卓球、空手道の3競技のリハーサル大会を開催するということは、先ほども申し上げました。現在の取り組みとしましては、本大会開催を見据え、リハーサル大会の競技大会のための諸準備を進めているところであります。各競技会の会場設計業務に取り組んでいるところであります。

また本年度の重要課題として位置づけております、花いっぱい運動などの町民運動の展開、あるいは国体啓発活動に努めておりまして、地域ぐるみでの活動推進と国体の機運醸成に取り組んでおる次第であります。

ご質問いただいております白浜町テニスコート及び白浜会館の完成時期でございますが、当初の予定どおり工事が進捗しております。両施設とも、今年度末、来年の3月末の完成に向け、引き続き取り組んでまいる所存です。

また議員ご指摘のとおり、国体会場には、選手、監督は当然ながら、多くのお客様がお越しになります。お越しいただいた選手、監督、お客様への心のこもったおもてなしを行い、白浜町の魅力を最大限アピール、PRできるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問いただいております駐車場対策や宿泊調整などにつきましては、総務課長より答弁をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議 長
番外 教育長 清原君（登壇）

○番 外（教育長）

楠本議員からは、携帯電話におけるフィルタリングに利用についてご質問いただきました。

この問題は、これからの全国の小中学校、高校での生徒指導上の重要な課題になると、そういうように思っております。

ご指摘のように、子どもたちが有害な情報に接したり犯罪に巻き込まれない、そういうことを防ぐために、フィルタリングというのは非常に有用であると心得ております。私は小中学生には基本的には携帯は必要ないと思っているんですが、持たせる場合は、これはやっぱりまず親が責任を持ってフィルタリングを義務づけて、そして家庭でルールをつくって、そして一定の指導をした上で親の責任で持たせると、これは義務であると思っております。しかしなかなかこうしたことは徹底されていないというのが実情でありますので、議員ご指摘のとおり、学校で、保護者、子どもに対して一定の啓発を行うと、これは当然であると考えております。

フィルタリングを利用しましても、先ほども言及がございましたが、完全ではございませんので、普通サイトで犯罪に巻き込まれたり、ライン等でいじめ等、あるいは犯罪に遭うという、そういうことも起こってきておりますし、我が町もその点は大変心配をしております。

具体的には、携帯電話を1人も持っていない子どもが存在する学校が幾つかあります。そういう学校は、まだ十分保護者には啓発できておりませんが、そういうところも含めて今後、情報モラル学習として指導を行っていきたいと思っておりますし、現在ほとんどの学校では、子どもたち向けの指導は行われております。

また、学校便りで啓発をしたり、あるいは保護者とPTAと教員が一緒になって情報セキュリティ講演会を実施して、お互いに研修したり、そういう学校もございます。特に中学校で、全国的に問題となっていておりますので携帯あるいはスマートフォンの使い方、あるいはこれによる学校裏サイトあるいはライン等による生徒指導上の問題が起こってきておりますので、教育計画に位置づけて、現在計画的に指導を行っているところでございます。

今後、ますますそうしたことは必要になってくると思いますので、状況に応じてより一層指導を行っていききたいと思います。

続きまして、新聞を活用するNIE活動についてのご質問にお答えいたします。

今の子どもたちは情報の端末機器に触れる機会は大変多いんですが、残念ながら、高校生、大学生になると新聞を読まないという若者が大変多くなってきております。そうした状況を受けて、学習指導要領でも、今度は新聞に関する語彙がふえてきております。新聞を活用したり、あるいは新聞について学習したりする、そういう活動も位置づけられてきております。新聞やニュースに関心が高い子どもほど、学力、読解力が高いというご指摘は事実だと思いますし、そうした子どもほど、社会の動きに関する関心が高いし、判断力、表現力も身についてきていると思います。

町内の学校では、学習指導要領にのっとって1年間の教育計画を作成して計画的に指導しておりますが、特に新聞についても、従来の社会科だけでなく国語科でもかなり重視をされておりますので、国語科、社会科、それに学級活動で、身近なニュースを取り上げたり、あるいは印象に残った記事を取り上げたりして、お互いに考察を深めると、そういう活動を現在大事にしてきております。今後とも新聞の有用性を十分に認識して、学習活動が行われるようにしていきたいと思っております。

次に全国学力テストにおける白浜町の位置についてお答えいたします。

先ほど静岡県の知事のお話がありました。あるいは昨年は、大阪府の知事さんだった方も同様のことをかなりおっしゃっておいりました。私は、このことにちょっとふれさせていただきたいんですが、十把一絡げに学力の平均点が低いところは悪いというとならえ方は、非常にこれは残念に思っております。といいますのは、学力というのは、その地域性、あるいは学校、子どもの状況、あるいは兄弟、あるいは学年の状況によってさまざまに異なります。初めから、入ってきたときから恵まれた水準にある学年もありまして、そうでないところもあります。それで例えばですが、極端な例ですけれども、入ってきたときに平均点が70点とれる子どもたちがいた。これが卒業時には60点になる。しかし逆に入ってきたときに40点であって、これを頑張って50点に卒業で伸ばすと。しかしそれでも、70から60に下がったところは中位校、40から50に上げたところは下位校なんです。だから、先生方は本当に頑張っていると思うんですが、一律に低いところは努力をしていないと、そういうとならえ方には私は少し疑問を覚えますし、町内の先生方をお願いしているのは、入ってきたときの子どもにいかに力をつけるかと。特にお願いしていることは、入学時に、小学校も中学校も学力テストをします。その学力テスト、ほかのテストもいろいろしますが、それが卒業時にどれだけ伸びたかと、そこで勝負をしてもらいたいと、そういうことをお願いしておりますし、平均点にとらわれ過ぎると、むしろ倫理観のほうが大事ですから、勉強ができて一流大学を出ても正しく判断できなかったり、社会常識が身についていない。これは余計困りますので、平均点は平均点として余りこだわらずに、自分たちの子どもをいかにいろいろな力をつけたかと、そこに6年間、3年間で力点を置いてほしいとお願いしております。すみません前置きが長くなりました。

次に白浜町の位置なんですけども、和歌山県は頑張っているんですけども、学力テストが創設されてから、もうずっと残念ながら中位校より大分下にあります。全国平均を超えることはなかなかできません。ことしもそうでした。国語A、B、算数、数学A、B、4つとも大分下のほうにありました。これは新聞報道されたとおりでございます。白浜町の状況なんですけども、小学校6年生は、2教科合わせると、県平均よりは高く、全国平均と肩を並べたと。これは初めてでございます。県内では極めて高い位置にあります。これはやっぱり学校現場、先生方の頑張りと、子どもたちが意欲的に学習を行って、それを家庭が協力をしたと、そういうことが言えると思います。ただ、中学校の場合、3年生ですが、小学校は6年生、中学校は3年生ですが、国語A、Bについては県平均を上回りましたけども、数学A、Bについては県平均を下回っております。ほぼ県平均にあるということが言えると思います。なかなか中学校へ入った、中学校まで来てしまった学年を伸ばすというのは、非常に困難さがあります。小学校から積み上げていくということは非常に大事なんですけども、先生方もその点よくわかって、本当に努力をしてくださって、それでこの結果だということでもあります。

私は思うんですけども、学問に王道なしと言います。やっぱり目的をしっかり持って、将来に対する見通しをしっかり持って、そして学校の授業を充実させて、そして子どもたちが意欲的に学んで、家庭でも規則正しくいろいろな生活習慣を大事にしていくと。学習習慣も身につけると。そういうことができれば、着実に時間がかかっても学力は向上すると思っております。王道はありませんけども、こうすれば伸びるという、やっぱり努力をすれば伸びるということは確実ですので、今後とも指導を行っていきたく思いますし、学校現場の頑

張りに期待したいと思います。

続きまして、田ノ口遺跡につきましては、担当の次長のほうからお答えいたします。

○議長

長

番外 教育次長 青山君（登壇）

○番 外（教育次長）

ただいま楠本議員よりご質問をいただきました、田ノ口遺跡発掘調査による出土品の所有権については、土地の所有者である国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所が権利の放棄を承諾することによって、和歌山県の県有財産となっております。発掘調査が実施される場合、通常同様の手续をとり、出土品は県有財産となります。

ただし、整備作業が完了し、報告書が発刊された後、和歌山県教育委員会に譲与の申請を行えば、出土地の所在の市町村教育委員会は出土品の譲与を受けることができます。譲与を受ける場合は、出土品の適正な管理、活用、公開が可能であるかが条件となってきます。

現在白浜町では、出土品を適正に保管する場所、また、活用、公開する体制が整っていないのが現状でございます。

また、田ノ口遺跡の調査成果については、国土交通省より委託を受けた和歌山県文化財センターが現在出土品の洗浄、注記、製図等の整理作業を実施しておりますので、出土品についても現在和歌山県文化財センターにおいて保管されております。

発掘調査や出土品の詳細な内容については、現在実施中の整備作業が完了した段階で、和歌山県文化財センターから「田ノ口遺跡発掘調査報告書」として刊行されることにより、一般に公開されることとなります。

町の文献への記述は、これまで「白浜町誌上巻」に概要説明があるのみでありましたが、「田ノ口遺跡発掘調査報告書」が刊行されれば、より詳細な内容が公開されるため、報告書の刊行を待ちたいと考えております。

本遺跡の発掘調査成果は、地域の歴史を物語る上で重要なものとなることから、その成果については、和歌山県文化財センターと協議をしながら十分活用を図っていきたいと考えております。既にことしの7月6日に、公民館富田分館と教育委員会の共催によりまして、富田芝生会館において、田ノ口遺跡について、「あがらのとこに弥生人がおったで」と題して、発掘調査を担当しました和歌山県文化財センターの寺西学芸員を講師にお迎えして講演を開催しました。地元の方約40名の参加をいただいたところでございます。

○議長

長

番外 建設課長 笠中君（登壇）

○番 外（建設課長）

楠本議員から、今後のシーニック・バイウエイをあわせた取り組みはあるのかとご質問をいただきました。当地方には、日本風景街道に登録されている、風景街道熊野があります。白浜町では、白浜愛創会、椿温泉湯の華クラブ、ボランティアサークルグループプロペラ、熊野人倶楽部の4団体が参加し、活動を行っていただいております、活動団体の皆様から相談等があれば、所管している国土交通省に積極的に相談を行ってまいります。

なお、風景街道熊野の白浜町の事務局としまして、建設課職員2名も参加しており、白浜町の4団体、国土交通省紀南河川国道事務所と連携をし、取り組んでいるところでございま

す。今後、観光、地域活性化を図る上で、シーニック・バイウエイをあわせた取り組みも必要であると考えているところでございます。

○議 長

番外 総務課長 大谷君（登壇）

私のほうから、紀の国わかやま国体の取り組みとリハーサル大会についてのご質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、駐車場対策についてでございます。

卓球競技、それから空手道競技につきましては、白浜町立総合体育館、白浜会館周辺駐車場及び白浜第一小学校グラウンド、旧白浜空港跡地を予定してございます。ソフトテニス競技につきましては、志原ゲートボール場、日置小学校、日置中学校のグラウンド等を考えてございます。また町営の中田住宅奥にございます関西電力様所有の土地の借用を検討しているところでございます。お越しになる車両台数につきましては、なかなか予測がつきづらい面もございますが、昨年開催されました岐阜国体を参考に対策を講じていきたいと考えてございます。テニスコート用の恒久的利用を行う駐車場につきましても、現在、テニスコート周辺で候補地の検討を行っているところでございます。

次に宿泊関係でございますが、本国体につきましては、和歌山県と会場地市町村で設置いたしました合同配宿本部が、全県の宿舎を一括で管理し、コンピューターによる配宿方式システムを導入して、的確かつ効率的な配宿を行ってまいります。本業務につきましては、旅行会社の合同体に業務委託を行っており、本年度は委託業者と合同により各宿泊施設様と調整を行う予定となっております。またリハーサル大会につきましては、各競技団体が旅行会社を通じて配宿を行う予定であり、現在、競技団体、旅行会社と調整を進めているところでございます。

続いて、花いっぱい運動についてでございます。

今年度は和歌山県が県下で5,000プランター分の配布がございました。白浜町では配布のあった苗を、小・中学校で約300プランター分育てていただき、育った花は、役場の各庁舎や住民の方の利用が多く見込まれるJR白浜駅、白浜はまゆう病院、社会福祉協議会などにご協力いただき設置してございます。また一般公募により、椿はなの湯様、白浜愛創会様にも、10プランターずつ育てていただいております。来年度につきましては、本年度と同様に県より配布される花のリレーを継続し、またリハーサル大会の各競技会開催に合わせて、競技会場や駅へ装飾する花を育てていくよう取り組んでまいります。

国体の開催に当たり、ご指摘のとおり非常に多額の費用がかかってございます。今回、テニスコートにつきましては、20面が整備され、全国大会、西日本大会などの全国規模の大会開催が可能となります。全国大会が開催されることにより、1,000人規模での選手、監督、関係者の来町が見込まれ、さらにはさまざまな大会や合宿の誘致活動を行うことにより、日置川地域だけでなく、白浜地域での消費もふえ、町の活性化に大きく寄与されるものと考えてございます。また白浜会館におきましては、現在も文化的イベント以外にもスポーツ施設として、町内外の方々や各大学のスポーツ合宿等にご利用いただいております。

国体の開催により、国体の競技会場としてのアピール度は非常に高いものと考えており、一過性にとどまることなく、より一層の誘致活動、集客活動に取り組んでまいりたいと考え

てございます。よろしくお願いします。

それからもう1点、申しわけございません。国体のピンバッジ等についての周知啓発というご質問をいただいております。きいちゃんグッズにつきましては、ご承知いただいておりますように、国体白浜町実行委員会を通じて、白浜開催競技等を入れた独自のポロシャツを昨年度より販売してございます。職員及び町民の方々に大変ご好評をいただき、各行事等で啓発のご協力をいただいているところでございます。また、議員の皆様方にもご協力いただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。ただいま議員よりご提言のございましたピンバッジにつきましても、啓発の一環として職員や町民の方々へ周知等の取り組みを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

ほかに答弁ございませんか。

それでは当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可いたします。

2番 楠本君（登壇）

○2番

答弁は別に要らんのやけど、やっぱりおもてなしの心はあいさつからやと思います。職員、議員も含めて、やっぱりあいさつは人間の基本でございます。総務課長、徹底してください。

それでは、二次質問を行います。

高速道路の関連については、今、町長さらに建設課長からあったんですけれども、地域審議会で議論されているということなんですけれども、やっぱりここで、白浜町は、広域観光をエリアとして、白浜町のこの紀南エリアにおける位置づけが必要であり、やはり紀南の核であると、そういう観光の拠点であると、こういう自負心と覚悟が必要ではないのかと私は思うんです。そういう意味においては、もちろん地域審議会も必要でしょうけれども、やはり経済3団体とも十分連絡をとった議論をしてもらいたい。地域審議会の中には、そういう方々もお入りになられているのだろーと思いますけれども、その点は万全を期してやってもらいたい。

それからフラワーライン線の今後については、国体までにできなくとも早い段階で間違いなく実行していくと、こういう県当局のお話でございます。やはり上富田のICを使うのか、白浜のICを使うのか、これはお客様の利用実態にもよりますけれども、これはやっぱり高速の情報操作にもよると違うかなと。こういう部分については国交省との話し合いやとか、そういう部分についてやっていかんならんと。またフラワーラインが完全でなかったら、いわゆる県道への迂回もやっぱりきちとした情報周知をしていかなんだらあかんのと違うかなと、このように思います。

それから国体関係です。時間が迫っているので、簡潔にひとつ質問に答えていただきたいと思います。と思うんですが、パークアンドライドシステム、これをやっぱり旧空港への使用についてはそうされるのでしょうか。またプレ国体まで万全を期されたいというように思います。

次に、椿はなの湯の関係でございます。道の駅は公共施設としての多様性や多機能強化が求められております。時代に入っていると思います。先ほど町長の答弁にも、この道の駅の新聞では、国は1,005億円の予算をつけてますよということが載っています。そういう

ことも含めて、やっぱり公共施設に対するＥＶの設置を進めてもらいたいと思います。

さらには、県は、地元選出の県会議員も一所懸命にやってくれておりますけれども、ジオパーク、これが活発になっております。枯木灘の自然と密接なつながりをもって、いわゆるこの紀南地方のジオパークに取り組んでいただきたいと思います。

それから椿小学校の、あそこは津波浸水予測が、恐らくだめだろうと私は予想しております。そういう予測の中では、１６メートルも１８メートルも来たら恐らくだめだろうと思いますけれども、予測浸水図ではどのようになっておりますか。

それから教育委員会のほうに入ります。

携帯フィルタリングについては教育長からお話がありました。ここはやっぱり保護者、職員一丸となってやっていかなければならないと思いますし、これはやっぱりラインを使いたいじめが自殺につながったこともございますから、先日の地方紙においても、幸田中学校が、県職員を講師に「ネットトラブルの注意」という講演を行っております。こういうことも、具体的に白浜町教育委員会として計画をしてもらいたいと、こういうふうに思います。

それからＮＩＥ活動でございます。これは教育長のご答弁でも、お話はよく理解します。だから、やっぱり大人になっても、新聞でも五大紙あります。各社によってちょっとずつ違います。そういう評論の違いがあっても、大人になっても洞察力や判断力にもつながると、私は思っておりますので、そんな基礎の一点でも学んでもらったらええかなと、こういうふうに思います。

それから学力テストについてでございます。教育長のおっしゃられるように、成績は今すぐ向上するものではございません。積み重ねでございます。小学校の６年生が中学３年生になったときに一定の成果が出るとの期待があると、しているということですが、何か白浜町としての特色ある指導方法はなされているのでしょうか。秋田県では、数学Ｂを除いて全部トップなんです。そういうことです。和歌山県は、国語Ｂは４７都道府県中４５位でございます。何か感想があったらお聞かせ願いたいと思います。

田ノ口遺跡です。これは、地元では、矢じりとか出たところが、言い伝えでは若干今の出土したとこと異なっているんです。そういうことも含めて、教育次長が答弁してくれましたけれども、そういう県のとか協議やとか譲与とかいろいろお伺いしたけれども、やはりこういうことは、広報誌にも載せてもらわんならんと違うのかなと。白浜にこんなことが出てきてんと。日置川誌においてもかなりのやっぱり安宅軍団のが残っていると。この間友人の塩野のほうでちょっと聞いたんですけど、そういう部分についてはやっぱり広く町民に知らせていくべきかというふうに思いますので、これをもって二次質問を終わりたいと思います。

答弁は簡潔にひとつよろしく願います。時間は半までだと思いますので。

○議 長

それでは当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

それではできるだけ簡潔に答弁させていただきます。

まず高速道路の開通に伴います地域活性化策ということで、先ほど来議員からご指摘いただいておりますように、白浜町としましては、やはり経済３団体を含む各種団体とも十分協議

をした上で、白浜町全体の観光地域のあり方、同時に紀南エリアのみならず、和歌山県のナンバーワンの観光地であるということを念頭にリードしていきたいと考えています。プライドと自信を持って情報発信を国内外に発信してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、フラワーライン線の残事業については、もうこれはもう都市計画決定された道路でございますので、途中で終わるということはないというふうに確信をしております。何らかの大きな課題、問題が生じない限り完成するというふうに県からも聞いております。その中で、フラワーラインのみならず、この高速道路の今後の白浜町内での、先ほど来ております上富田町インターチェンジ、白浜インターチェンジ、そしてまた日置ということで、お客様の目的地によって異なりますけれども、今後は、例えば白浜温泉に行くのであれば、田辺インターと白浜インターに恐らく分散していくと思うんです。その中で、各県道を利用してスムーズにその目的地にたどり着けるような案内情報、こういったものもやはり操作が必要だと思います。これを、国土交通省あるいは県とも協議をして、地元ともじっくり協議をして、看板のあり方、あるいは標識の出し方、ナビとの関係、こういったものも精査して、今後関係団体とも協議をしていきたいというふうになっておりまして、今も現在しておりますところでございます。

それから、椿はなの湯についての回答もちょっとさせていただきます。これは公共施設としての多様性といいますかそういったいろいろなお客様を囲い込むということについても、今後はやはり重要な拠点になってくると思います。椿は恐らくインターができますと通過点になるのではないかとというふうな地域の住民の方々の声もきいております。その中で道の駅につきましては、現在先ほど申し上げたように、全国で1,400カ所を数えるというふうに聞いております。道の駅は道路利用者のための休憩機能のみならず、地域の人々のための情報発信機能、あるいは道の駅を核として、その地域の町同士が連携する地域の連携機能と、こういった3つの機能を有しているというふうに考えてございます。そのほか議員ご指摘のとおり、多様性、多機能化が進んだ道の駅も存在するというふうに聞いてございますので、高速道路の南進に伴いまして、今後国道42号線を通る自動車が増加することが予想されますので、当町としまして、関係団体、地元と協議をしながら、先ほど申し上げたように、椿の場合は道の駅椿はなの湯を中心として集客力を高め、椿地区の振興を図っていききたいと。椿は私はやっぱり白浜の奥座敷であろうというふうに考えてございますので、湯治客の誘客、あるいはもっともっとこれからいろいろな意味で活性化ができるものと考えてございますので、地元の皆さんともいろいろな知恵とアイデアを出していただきながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

まず携帯の情報モラルの幸田中学校が実施したような講演会ですけども、保護者とともに学ぶ、これは日置小・中学校、三舞中学は既に実施しております。10月富田中学校で、南白浜は共同で学級懇談で学習会をしたと聞いております。ご指摘のとおり、ほかの学校にもこういうことは現在計画されておりました、全校で実施していきたいと思っております。

続きましてN I E活動なんですけど、先ほど言われましたように新聞を読み比べるという、批判的な思考力を鍛えると、これは非常に大事なことでありと思っています。幸いにして国語科に5年生でそういうことが位置づけられましたので、その学習を大事にしていきたいと思っています。

学力テストなんですけども、まず特色のある指導法ということなんですけど、特に白浜町の場合は特色と言えるかどうか分かりませんが、恐らく和歌山県の30市町村で一番県教委を使っていると思います。秋の学校訪問の際には、必ず県教委の教科の専門の指導主事を帯同して、私どもと一緒に授業者とともに勉強しております。そうして授業の充実を喫しているということと、何よりもその1時間の授業で全てが理解できる子どもばかりではありませんので、授業が理解できない子どもさんについては、これは学校が自主的にですけども、担任が放課後残して本当にきめの細かい個別の指導を行っております。この取り組みは、特色あると、全校で徹底していると、これで特色があると言えるんじゃないかと思っています。先生方の努力によるところがこれは本当に大きいと思います。

あと夏休み期間なんですけど、これは午前中の涼しい時間帯を、例えば7月いっぱいとか、そういう一定期間、これは小中学校とも補習を行っております。これも基礎学力中心の学習を行っております。

こういうことが、小学校では特に効果が出て、国語のAと国語のBについて全国平均を上回ったと、そういうことが言えるんじゃないかと思っています。

あと、秋田県の感想ということなんですけど、秋田と福井というのはずっとトップ争いをしております。私も以前、福井県はなぜこんなに高いのかということで、訪問をして勉強させていただいたことがあります。秋田県と福井県は実は共通点がありまして、これは県教委自身が言われているんですけど、秋田も福井も県独自で、秋田は積み上がった現在70億ぐらい使っているそうなんですけど、県独自で先生を採用して少人数学級をやっていると。2つのクラスに分けたり、国語、数学を子どもの希望により基礎コースと応用コースに分けたり、そういう、これが一番効果が出ていると共通しておっしゃってございました。しかしやっぱり学校の取り組みも非常に頑張っておりまして、学校が楽しいと感じる子どもが多いし、家庭での生活習慣が非常にきちっとしてございまして、三世代同居の割合が高くて、問題行動が非常に少ないと、いろいろな面で学ぶべき点があります。そういう点によさにつきましては、これまでも各学校に紹介をしてきたところであります。

もう1つ和歌山県について感想はということなんですけど、和歌山県の結果を見たら、よく見たら、順位は確かに低いんですけど、点差は縮まってきております。それと、ここ二、三年前から10年計画で、特に3年目は成果が少し見えるということを目指して、5年目は充実期、10年後は完成期ということで、完成期には学力が大分上に持っていきたいとそういうことで現在取り組んでございまして、その成果が小学校に少しずつ出てきています。だから今後期待したいと思っています。

以上でございます。あと、田ノ口遺跡は次長のほうからご答弁します。

○議長 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

田ノ口遺跡の町民への広報ですが、和歌山県文化財センターから田ノ口遺跡発掘調査報告書が刊行されますが、報告書はあくまでも専門的な内容でありますので、町民向けの概要版の作成等を検討いたしまして、資料の活用を図るためにも、議員から提案がございました広報誌等へ広報を行い、町民の文化的向上に努めてまいりたいと考えております。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

ジオパークのことにふれていただきました。町の今後の取り組みということでございますが、ことし2月に当町を含む南紀エリアでジオパーク推進協議会が設立され、世界ジオパーク認定に向けた取り組みが進められてございまして、町としましては、この協議会に参画する中で南紀エリアでの広域的な取り組みをしていくことが重要と考えております。協議会の今後の取り組みとしましては、当面、平成26年当初の日本ジオパーク申請に向けた取り組みが行われ、ジオサイトの選定、チラシ、マップ、ガイドブック作成、ホームページ作成、ジオステーションの整備、ジオガイドの養成などが主なものとなります。しかし、ジオパークの認定される要件としては、ジオツーリズムなどの地域の人々の活動が重要であるとされてございまして、そういう意味では、地域での取り組みが重要視されてまいります。そこで町としましても、そのモデルケースとして、オール白浜ここでしかできない旅実行委員会に呼びかけをさせていただいております。この11月には白浜地域において、ウォーキングイベントであります「白浜ウォーク with ジオ」と題して実施される予定となっております。今後は、他の地域においてもこのような取り組みを行うべく、関係団体の皆様方にも相談させていただきながら、町としても積極的に協力してまいりたいと考えてございます。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

国体関連のご質問でお答えをさせていただきます。国体の本大会につきましては、一般の来場者も多く、岐阜国体での多治見市の空手道競技を参考に1日最大1,000台程度を見込んでございます。旧空港を利用する予定としてございます。その場合には、シャトルバスの運行を予定してございます。またリハーサル大会の卓球競技、空手道競技につきましては、先催県や過去の大会状況等を勘案し、車両の乗り入れが少ないと予想されますので、現在のところは旧空港の利用を考えておりません。

以上でございます。

○議 長

答弁が終わりました。

楠本議員、2時半まででございます。再々質問があれば、許可いたします。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

日置川ほんまもん体験について、再々質問をいたします。

先ほど町長の答弁の中で、玉置一議員の質問に大方答えられておったんですけど、その最後に、いわゆる補助金の支出やとか県、財政と相談しながら前向きに検討していきたい、こ

ういうことは、ことしは緊急雇用対策でやりましたけれども、来年は、いわゆる補助要綱の見直しも含めて、そういうことを必ずつけるということでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

先ほどの答弁の中では、こうしたことを踏まえて、今までの経過を踏まえて、町としての考えや方向性をこれからまとめて、そしてまたどのような支援ができるか、これは県とのまだ話し合いも私はまだ十分ではないと思っております。その中でどういうふうな支援のあり方がいいのか、今現在白浜町では、ご存じのとおり、各種補助金の見直しをしておるところでございます。これは、全ての団体、あるいはできるだけ多くの事業についての見直しをしている中で、今後、この南紀州交流公社さんについてもやはり一定のそういったこれから協議をする中で、県、財政、この町の財政当局、ここの意見も聞きながら、担当課の日置川事務所等とも連携をしながら、相談をした中で最終的な決断はこの10月、11月の恐らく来年度の当初予算の策定についてのこの時期だというふうに考えてございます。

まだ緊急雇用の分とか、そういったものも今後、来年度はなくなるというふうには聞いておりますけれども、やはり県にもこれからはほかにもいろいろな支援の方法があるというふうに考えておりますので、その辺も含めて要望をあげていきたいというふうに考えてございます。人件費がだめならばほかの部分で、例えば補助金が出せないか、そういったことも含めて、今後多角的に総合的に考えていきたいというふうに考えてございますので、結論は12月議会では恐らくある程度の方向性が出ているのではないかとというふうに考えてございます。以上です。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

答弁をいただきました。私も入村式に参加して対面をするんですけども、本当に受け入れてくれている方々の年齢は、私の同級生らも入っているんですけども、かなり高齢化になっております。その同級生から、「おい、頼んでおくよ」と。「来年はどうかなんのか」これはもう1年限りだったら、やっぱり働きがい、地域の過疎こういう部分について痛切なお話がありましたので、その点も踏まえて、やはり高齢者さらには地域振興につながるような施策を打ってもらいたいというふうに思います。それは長計にも載っておりますし、町長の公約の1つでもあります。よろしく願いいたします。

以上をもって私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、楠本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14 時 26 分 再開 14 時 31 分）

○議 長

再開いたします。

先ほどの楠本議員の質問に対する答弁で、教育長から訂正の申し出がございます。発言を許可いたします。

○議長 長

番外 教育長 清原君（登壇）

○番号 外（教育長）

時間をとっていただいて申し訳ありません。

先ほどの楠本議員の質問の中で、私は小学校の国語Aと国語Bが全国平均を上回ったと申し上げましたが、全国平均を上回ったのは国語Aと算数Aの間違いでした。どうも申しわけありませんでした。

○議長 長

11番 湯川君の一般質問を許可いたします。湯川君の質問は総括方式です。

11番 湯川君（登壇）

○11番

それでは、質問に入る前に少しおしゃべりをしてから質問に入ります。

この夏は大変よい天気恵まれたので、白良浜周辺とかまた駐車場等はよかったのではないかと考えております。宿泊施設はどうであったのでしょうか。この春先には、歴史あるN T Tの望洋閣、また関西電力の黒潮荘が、また6月には、これも長い伝統のあるホテル鯛鼓判の閉館もあり、夜の町は少し暗くなったような気がしておりました。正木司良議員もこの夏の状況を聞いてくれましたが、温泉街の基礎体力というかそういうものは何か落ちてきたように私は感じております。

しかし一方、湯崎漁港振興施設、駐車場も無事オープンし、活気も出てまいりました。今後の運営に期待がかかっております。

さて、当初の町長や町政に対する信頼感や期待度、これは最初はずごく高かった。今は肩透かしをくらったレベルになったと感じている人があらわれ始めたように見受けられます。私も含め井瀬町長を支持する立場の者にとって、この9月議会は町長の町政の信頼を取り戻すことができるか否かの分水嶺にかかっていると、私は考えています。

それでは質問に入ります。

まず町政の正常化を目指して、現状と課題解決に向けての町長の信念をお伺いしたい。少し長くなります。

質問。広報は官報に準じるものであり、町民に対する公式の報告であります。公正さ、公共性、特に町民に対して事実をお知らせするというのは、絶対的な要件でありましょう。平成24年12月号の掲載内容について町民から重大な疑念を持たれ、刑事告訴されるというのは、前代未聞でありました。町長は広報の備えるべき要件について、どのように考えられているのか見解をお伺いしたい。

住民団体が清掃センターに関する広報の記載内容について検察庁に告訴した件について、検察庁は嫌疑不十分と判断しました。聞くとところによると、現金を要求されたと主張する前水本町長は、体調がすぐれないまま検察に出頭したそうです。気の毒なことに検察官の質問に応えられるような精神、健康状態ではなく、予定していた証拠の提示も十分できなかったようでございます。しかしそうした状況にもかかわらず、嫌疑なしではなく、嫌疑不十分と

なりました。広報の内容に何も問題がなければ、嫌疑なしとなるのが当たり前であるけれども、嫌疑不十分となったことについて、町長としての一定の反省はあるのか、町長の率直な見解をお聞きしたい。

続きまして、今回の嫌疑不十分による不起訴について、地元紙は不起訴の理由として嫌疑不十分であるときちんと報道していました。しかも刑事告訴、告発された際にも、その事実を報道しておりました。しかし白浜町広報は、告訴、告発されたことは一切載せず、不起訴になりましたら、その事実だけを載せました。載せるのであれば、告訴、告発された際も載せるべきで、不起訴の内容も、嫌疑なしではなく嫌疑不十分であると、きちんと載せるべきであります。こんな大事なことを、地元紙よりも小さく載せるということは、公平でないと思いませんか。

広報に忤意が働いてはならないのです。その点は特に重く受けとめてもらいたい。そして広報のあるべき姿について、他の市町村を見習うとして町としてしっかり勉強してもらいたい。今後こういうことのないように、町長として責任のある対応を求めたい。そして広報に対する町民の信頼を高めてもらいたい。町長の信頼を高めてもらいたいのです。ご答弁をお願いします。

続いて、清掃センター問題に関連して、先月８月中旬、町民有志の会による「町民の皆様はごみ焼却場の真実をご存じですか」というチラシが町内に配布されました。チラシの内容は衝撃的でありましたが、書かれている内容は一般的に事実ではないかと受けとめられているようです。その中には、保呂区だけでなく、井瀬町長、小幡副町長、それに当時の課長会が、現金の要求はなかったとうその発表をしたと、断罪されております。町民の多くの目にふれたわけですから、もしそのことが事実でないとするなら、正々堂々と名誉棄損等で提訴すべきではないかという町民からの指摘があります。提訴しないのなら、町長、副町長、当時の課長会がうそを言ったと町民に受けとめられても仕方のないことになると思いますが、提訴する意向があるかお尋ねいたします。イエスかノーだけをお答えください。

最後に職員の服務について。住民団体から、課長らが地方公務員法違反等で訴えられた行為は、起訴猶予でありました。起訴猶予とは、証拠は十分だが、いろいろな事情を考慮して今回は起訴を猶予するというものであります。起訴猶予という検察の判断は非常に重いと思います。当時の課長らは地方公務員として大いに反省をしてもらいたい。この点について町長の見解をお尋ねいたします。

保呂区との交渉においては、たびたび課長会全員の出席を求められるというが、初めてその地域に施設を設置するとき等はそれが必要かもしれないけれども、本来は担当課である生活環境課を中心に対応すればよいのではないか。それぞれの課も所管の事務で繁忙を極めている状況下であり、他の業務に支障をきたすこと大であると思います。そうしたことへの配慮は必要ではないのか、何のための所管なのか、町長の見解をお伺いいたします。

続きまして、湯崎地区漁業振興施設に関連する町営駐車場の運営状況と周辺の問題点、課題をお聞きしたいと思います。本年７月２０日、予定より大幅におくれながらも、いまだまだ１００％の完成ではございませんが、メイン施設の湯崎漁業振興施設がオープンし、それに連なる町営駐車場は、８月１１日に料金ゲートが完成、営業が始まりました。８月１０日

の花火大会までは、いろいろな混乱を避けるために無料でありました。その花火大会当日はもちろん満車になりました。翌8月11日は、満車、空車と、ランプが何度となくついたり消えたりして、盛況でございました。それ以降は満車のランプがつくことは、きょうまでなかったと思います。特に深夜から早朝にかけて駐車する車はゼロに近い状況というよりゼロです。私はオープン以来毎日、駐車場周辺や漁業振興施設周辺の車の出入りや人の流れ等を眺めながら、いろいろな角度から問題点や課題やと思ったこと、また人様からの話も聞き、この整備事業が近々総完成するまでに、いろいろ提言も含め、細かな質問でございしますが、したいと思います。

それでは、大まかに3点。駐車場に関すること、振興施設に関すること、周辺に関することを質問、また提言をいたします。

1番、駐車場に関しまして。まずこの駐車場の正式な名称は何と言うのでありましょうか。オープンしてからの駐車場収入の予想と実績はどうであったでしょうか。深夜から早朝にかけて駐車する車は毎日ゼロでございます。今の料金設定では、朝まで置けば4,000円、5,000円という料金になると思います。これでは駐車する人はいないのは当然でしょう。料金に上限を設けて、例えば12時間置いても2,000円、24時間置いても3,000円とか、そういうことも考える必要はないでしょうか。それに夏季や正月、ゴールデンウィーク以外は、周辺のホテルの方とか商店などの方に、例えば月5,000円とかで借りられないのか等の要望もありました。研究する必要があるのではないのでしょうか。昼間眺めても、今は半分ぐらいしか駐車場は埋まっておりません。

続いて、駐車場の入口が全くわかりづらい。三段方面から走ってくる車のためには、例えばその手前、150メートル先、200メートル先、左にパーキング入り口があるとかの小さな情報も必要ではありませんか。トンネル方面からの車に対しても必要でありましょう。入り口を通り過ぎてからバックしたりUターンをしてそこらをキョロキョロ眺めながらやっと進入口を見つけて入っている車が多数ありました。

続いて、バイクや自転車は一体どこから入ったらいいのでしょうか。全くわかりません。段差を乗り越えて進入しております。バイクは無料という表示もございません。駐車場へ入りたいんです。入ろうとするが料金が幾らなのかわからないと、1時間無料というのもゲートのそこまで来なければならぬ。車からおりてゲートまで歩いて行って、1時間幾らとか書いているそれを見てまた戻ってきて、納得してそれからゲートのほうへ行く車もたくさんありました。電気がついているパーキングの下に1時間無料とかわかるように書いてあげたらよろしいのと違いますか。

2番、振興施設に関連して。一言で私の感じるところはバリアフリーが十分ではないということをお願いです。先ほどからおもてなしおもてなしという言葉が出てきましたが、それが十分ではないと感じております。それは、駐車した方々が、その施設に入ろうとするときに、入り口というかプロムナードというかスロープがあるんですけども、そこを歩いてその施設のほうへ入っていく方は、私の見方では2割ぐらいです。8割、9割の方が、きのうはかったんですけど、30センチもある段を、よっこらしよといった感じで上ってそこへ入っているんです。上っていくときよりもおりるときが大変で、そこにスロープがあっても、自分の車に近いところへ皆さんおりるんです。女の人なんか横向きになっておりております。

お年寄りの方にこけかかった、危ないなあという話もお聞きました。車をとめたところから最短距離で行きたいというのが、人間の心理でしょう。車いす専用マークのあるスペースが2台分ございますけれども、さて、車いすの方はどこから入場するのでありましょくか。そのスロープのところまでは20メートルぐらい遠いです。その駐車スペースの横には階段があるんです。そこだけ階段が2段。そこをさげて行くんでしょくか。やっぱりおりたところにすっと上がれる車いすのスロープがあつて当然でしょう。

それから、細かいこととございますけど、私は毎日眺めているんです。施設の入り口が2つあるんです。来たお客さんは、その入り口が横開きとはわからなくて、来たら必ず、必ずということないけど、押して入ろうとするんです。押したり引いたり。二、三回して、ああ横に開くんやなあとわかつて入っております。そういう方もちょこちょこと大分見しております。何遍か来られた方は横向きはわかるんですけど、最初来た人は大方押しております。これは設計のミスでしょう。そう思っております。

要するに、私はこれは設計するときどういう考えでどういう理念で設計したのか、またこれをチェックせなあきません。だれがチェックするの、担当課がチェックするんですか。そこをチェックしないと、やっぱり立体的な視点から眺めて、上からの図面で、ああ、これでええなあと、それでは本当にチェックできているのかどうか本当に疑うところとございます。ウエルカムのおもてなしの姿勢が感じられておりません。

それから、何かもう文句ばっかしでございますけども、歩道を歩いてきた方も、その施設へ行くのに、やっぱり近いとこで、駐車場へ入ってからそこへ行くんです。そこに段差がまたあるんです。1人おばあちゃんがこけたのを見ました。

それから、周辺のことにつきまして。駐車場の右手には牟婁の湯があり、左手には崎の湯がある。足湯もうじき完成する。高浜虚子さんの句もやっと建ちました。真白良媛さんもきれいにお化粧直しをしていただいて建ちました。ここの駐車場は、振興施設の駐車場のみならず、原点は牟婁の湯、崎の湯へ来られる方のための駐車場、また住民の利便、観光客の利便のための駐車場、それをつくってくれということで始まったものでございます。それなのに、牟婁の湯、崎の湯へ来られた方はこの駐車場へおとめください、というウエルカムが見受けられません。

牟婁の湯付近に危険な駐車する車は、以前と比べて減ったのでありましょくか。駐禁の立て札は何本か立っておりますが、お車は湯崎浜広場駐車場へ、1時間は無料ですから、というような案内ができておるのでしょうか。

それと駐車場内には、そこから左手何百メートルには崎の湯ですよ、右手200メートルは牟婁の湯ですよ、営業時間、きょうは休みですということがぱつとわかるようにそういう案内も必要ではないでしょうか。

それからまたしても、湯崎の連合町内会から要望が出されております。あの旧堤防を早く取ってほしいと。取っていただければ、より牟婁の湯や商店街との一体感が出ます。特に夜は牟婁の湯の場所がわかりづらいんです。真っ暗なんです。何遍も来てくれる方は、ああ牟婁の湯とわかつていますけど、本当にわかりにくい。以前にも観光課長にも質問したんですが、遠くからでも牟婁の湯とわかるような方法を考えていただきたいと思います。それにこれが物すごいんです。それに関連して、駐車場内を歩いて行って牟婁の湯の一番近い歩き方

をしていったところに危険極まりない急傾斜の手すりもないスロープができておるんです。私の足でも、しんどいなこの坂は、という首をかしげる代物でございます。そのうち転んで大けがをする人が出そうでございます。これは防波堤を取った暁には、緩やかに上って牟婁の湯へ行ける、そういうことを考えていただきたいと思います。

それから、足湯、トイレ、もうすぐ完成。高浜虚子先生の春尽きずの句碑、真白良媛も建立されました。それらが、ただポツリと立っておるのではなくて、虚子さんは、昭和何年に白浜へ来られ云々という、そういうこととか、真白良媛さんは、これは創作上の話の中のお姫さんでございますけども、有間皇子との悲恋の話のちょっと書いたものとか、それでお姫様が抱いているのは貝寺のホンガクジヒガイですとか、貝寺へ行ったら貝がたくさん標本されておりますとか、そういうような親切に書いたら、地元の人でも余り知らんと思います。ああそうかと。そういうことにもちょっと気を使っていただきたい。

それともう1つ、その真白良媛が昭和30年代に建立されたときには、2色、3色のライトが下から照らし出されて、真白良媛を夜照らしておりました。皆さん見たことありますか。私は、小学生ですけど、覚えております。だから、3色、2色ということはないですけども、夜はライトアップを復活させて、やはり雰囲気はほのぼのとしたお色気温泉情緒、そういうものを出すべきではないかと思った次第でございます。

大変いろいろと細かなことを言いましたけれども、これで第1回目の質問といたします。答弁はゆっくり言うてください。私はメモせんなんので。

○議 長

それでは、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま湯川議員から、多岐にわたりましてのご質問をいただきました。

まず、冒頭、広報の備えるべき要件についてというご質問でございます。市政の正常化を目指して現状と課題解決に向けてという項目の中での幾つかの質問の中の1つでございますけれども、まず、町広報に備えるべき要件についての回答を申し上げます。

町広報につきましては、昨年9月議会でも取り上げられまして、湯川議員より町広報発行規定の制定についてご提言をいただきました。その中でその後、協議をいたしまして、白浜町広報要綱を制定したところでございます。その中にございます広報する事項について3点定めております。

まず1点目につきましては、町の施設、諸施策、行事等で、町民に周知し、またはその協力を必要とする事項、これが1点目でございます。2点目につきましては、町の予算及び財政事情等の公表に関する事項、これが2点目でございます。3点目は、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項でございます。

以上が、広報の備えるべき要件と考えております。

続きまして、現状と問題解決に向けての信念を聞くということでご質問をいただきました。町広報2012年、昨年の12月号に虚偽記載があり、虚偽無印公文書作成・同行使に当たるとして、住民の方が和歌山地方検察庁に刑事告発した件につきましては、議員ご指摘のとおり、不起訴処分となり、その理由は嫌疑不十分となったわけであります。嫌疑不十分とは、

被疑事実につき犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分ということでもあります。検察官として虚偽と認定すべき証拠としては不十分、虚偽とは立証できないという判断をされていますので、町広報に誤りはなかったという判断をしています。

不起訴処分の場合、告発人は検察官に請求すれば、その理由を知ることができます。その通知をもって記者会見を行い、地元紙が報道したものと考えております。一方、被告発人は、検察庁から処分理由を知る手だて、規定はありませんので、検察官から直接確認できた不起訴処分という結果をもとに、町広報2013年8月号でお知らせをしたものです。

告発されたときも同様に、告発人みずからが告発状の写し等を持って記者会見したもので、町としましては、現時点においても告発状を見ていませんし、見ることができないので、具体的内容を把握できていません。把握することができません。

今回の広報に忤意が働いたようなご指摘にも受け取れますが、決してそのようなことはございません。広報で事実に基づき町民に周知したものであります。

よって、今回の広報発行が広報への町民の信頼を低下させたとも考えていません。責任を持って、町広報を発行しているところであり、今後も町広報発行責任者として、内容には当然責任を持つことは当たり前のことであります。

住民団体が発行した内容が事実でないなら正々堂々と名誉棄損で提訴すべきではないのかとのご質問がありました。この問題で、町長みずからが、または町が町民を提訴する考えはありません。ノーであります。提訴しないからといって、うそを言ったことを認めたということになるという理論も理解はできません。

課長ら町職員が地方公務員法違反で告発をされ、起訴猶予で不起訴処分となったことに関してですが、このことについても、具体的内容は把握できていません。当時の課長らのとった行動は、前町長、前副町長がとった、保呂区との協議打ち切りという行動等に対して、町民のためにも何とか協議を継続し、正常化してほしいという願いのあらわれ、行動であり、町議会も交渉を打ち切り民事訴訟に訴えた前町長に対し、問責決議を全会一致で可決されたという経過もございます。

しかしながら、法に照らすという、地方公務員法に抵触するという検察官の判断でありますので、検察官の判断は判断として重く受けとめる必要はあると思います。

いずれにしましても、町として、また町職員として、これからも法令遵守、服務規律の徹底を図ることは、当然のことであり、今後も町民の信頼を得られるよう、職員と一丸となって努力してまいりたいと考えています。

保呂区との交渉は、たびたび課長全員の出席を求められているようだが、所管課が中心に取り組むべきではないのかというご指摘もございました。当然、協議内容によって私と副町長、担当課で協議することもありますし、時期と内容によっては課長の出席を私から要請し、協議に臨むこともあります。今回のことは町民生活にかかわる重要案件であり、役場全体で取り組むべき課題でありますので、必要に応じ課長会を開催するなどして意思統一を図り、協議の場に臨んでいます。所管課である生活環境課を中心に取り組む課題であることは当然のことではありますが、所管課だけで対応し切れない部分もありますので、今後も状況等を考慮しながら課長の協力を求めていきたいと考えます。

続きまして、湯崎地区振興施設周辺の問題点、課題についてのご質問をいただきました。

その中で、幾つか出てまいりましたが、まず駐車場に関することのご質問でございます。駐車場の正式名称についてということでございますが、駐車場の正式名称につきましては、白浜町湯崎浜広場駐車場条例に基づき、名前を「白浜町湯崎浜広場駐車場」としてございます。

次に、駐車場の収入の予測と実際、そしてまた駐車場の料金設定についてのご質問をいただきました。湯崎浜広場駐車場につきましては、8月11日から料金徴収の運営を開始したところであります。駐車場収益につきましては、8月11日、花火大会の翌日から31日までの21日間で93万円であります。当初予測の12%程度になっている状況であります。主な要因としましては、県道や足湯、公衆トイレが施工中であったため、漁業振興施設や駐車場が営業していることがわかりにくいこと。あるいはその工事に伴い、入り口、出口が判明しづらく通り過ぎていく車両が多いこと。また、1時間以内に出庫される方が約80%以上を占めるなどが、主な要因と考えております。今後、入出庫状況の実態などを精査するとともに、わかりやすい案内看板の設置など、指定管理者とも協議を行い、駐車場の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

料金設定の件に関しましては、平成25年度の運営状況をこれからも十分精査をし、年間を通して時間当たり同額にするのか、あるいは時間割りでなく定額にするのか、また繁忙期以外の収益向上が図れる手だてなどにつきまして、十分庁内あるいは関係者等と検討を行った上で、平成26年度運営に取り組んでまいりたいと考えております。今後ともご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

さらに駐車場入り口がわかりにくい、1時間無料とよくわかるような案内を、二輪車の入り口がわかりにくいというようなご指摘をいただきました。確かに私ももう何度か現場の現状を確認しておる中で、議員がおっしゃることはごもっともだと思います。駐車場の案内看板の設置、また駐車場入り口や1時間無料がわかりにくい点につきましては、現在工事中であります県道改修工事が完了後において関係機関とも協議を行い、さらにわかりやすく表示できないか検討してまいります。二輪車の入り口表示につきましても、県道改修工事後において、わかりやすく表示するなどして十分検討してまいりたいと考えております。

振興施設内のバリアフリーが十分でない点についてのご質問をいただきました。議員ご指摘の駐車場と施設の外構部との段差、あるいは身体障害者専用駐車スペースの利便性、施設出入りのドアの開閉方法につきましては、現場精査を今行っておるところでございます。速やかに検討した上で改善策を講じてまいりたいと考えています。例えば今お話いただきましたように、少し工夫をすれば改善できるのではないかというふうにも考えてございます。例えば、横向きの矢印を両サイドにつけるとかいうことであれば、お客様もそれを視認して、横にあけるとということがわかるのではないかと考えておりますので、そのあたりも是非も含めて今後検討したいと思っております。

遠くからでも牟婁の湯とわかるよう方法につきましては、やはり今現在、湯川議員ご存じのように、湯崎連合町内会様から、本年8月29日に既存防潮堤撤去の要望が出されております。既存防潮堤撤去が実現すれば、周辺からでも牟婁の湯の場所がわかりやすくなると考えております。つきましては、県道の附帯設備である防潮堤撤去や、歩行者の安全確保のため、また周辺の景観と調和のとれた歩道の整備を実施していただけるよう、県に強く要望し

てまいりたいと考えております。案内板、標識の設置をぜひとも庁内会議でも検討したいと考えています。

次に、牟婁の湯の前の堤防の開口部のスロープについてのご質問をいただきました。駐車場から県道の歩道に出入りする牟婁の湯の前のスロープにつきましては、大変勾配が急となっており、町のほうにもご意見をいただいているところであります。現場の確認と精査を行いまして、速やかに改善策を講じて、歩行者の安全を守るために歩行者の安全を図ってまいりたいと考えております。

最後に、湯崎浜広場の中の高浜虚子の碑文や真白良媛の像に関してのご質問をいただきました。ようやく真白良媛の像が建ち上がったわけでございますけれども、時代は違いますが、いずれも高浜虚子の碑文、真白良媛の像、貴重な大切な碑文、銅像でありますので、ご提案のように、それぞれの説明板があれば観光客の皆様にも大変親切なことが図られると思いますので、ぜひともこれも検討したいと思います。

昨年に引き続きことしも白浜ウォークを実施したいと考えています。それらお客様のまち歩きを促していく上でも、説明板の設置は必要不可欠と考えております。

ただ、町内には、皆さんご存じのように多くの碑文とかいろいろな石碑がございます。町内にはほかの碑文が点在しますので、特に有名な碑文がたくさんございます。それも時代がさまざまでございますので、かなり老朽化している、もう壊れかかっているもの、あるいは新しいもの、さまざまございます。その中でデザインや説明文など、これも総合的に高浜虚子だけのものではなく、総合的に今後考えてまいりたいと考えているところでございます。

また、真白良媛像に対してライトアップをしては、とのご提案でございますが、大変すばらしい考え、アイデアであると思います。過去にもそういった時代がございました。周辺の足湯などともあわせて、お客様でやはりにぎわう公園となるよう、関係課が連携して検討してまいります。

最後に、牟婁の湯、崎の湯への距離や営業時間なども表示した看板を設置してはどうかと、ご提言をいただきました。現存看板との整合性も勘案し、関係課が協議しながら検討してまいりたいと考えます。必要性は十分感じているところでございます。

路上駐車につきましても、浴場職員が確認をし次第、移動するよう注意しているところでございます。また、町営駐車場ができてからは、そこにとめていただくようご案内をしており、路上駐車も少しは少なくなっているとの報告を受けていますが、依然として路上駐車車両があることは事実であります。こちらにつきましても、現存看板との整合性などを勘案しながら検討してまいりたいと思います。牟婁の湯をもっとわかりやすくするような表示につきましては、先ほど申し上げましたように、この機会にぜひ検証して表示を実現したいと考えております。

昨年私が町長に就任させていただきまして、その直後の定例会で、湯川議員から、先人のみちしお運動、浜本収先生が町長のときのみちしお運動、すなわち、みんな笑顔で力を合わせ美しい白浜を、親切な心でおはようと一言挨拶という運動に学び、今後の観光行政に生かせ、とのご提言と激励のご質問、お言葉をいただきました。その際十分な答弁ができなくて、大変申しわけなく思っておりますが、これからもこの白浜のさまざまな地域におきまして、この白浜町の湯崎振興施設のみならず、さまざまな観光地の中で、今後改善できるところは

前向きに改善をしていきたいというふうに考えてございます。

駐車場が完成しまして、牟婁の湯や崎の湯をご利用いただく利便性は向上しましたがけれども、議員ご提言の誘導看板などは、もう一押しの親切心であり、お客様にわかりやすいご案内となるよう、従事する職員もそのことを心がけていくという、まさにみちしお運動の一環となるようこれからも努力をしてまいります。

まだまだ足りない部分も多々ございますが、今後そのことを念頭に入れて、誠心誠意取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどお願いを申しあげまして、私からの答弁とさせていただきます。

○議長

答弁はございませんか。

それでは、再質問があれば。

11番 湯川君（登壇）

○11番

ちょっと何点が再質問というか感想等を交えまして質問いたします。

まず最初の、私は広報たるものの要件を聞いたのでございますけれども、答弁は何か、こういうことを載せるんや町長が必要と認めたことを載せるんやという、その載せ方を、載せる内容というかそれはこうやというような答弁だったと思ひまして、私が考えるところによりますと、要件とは、単なるお知らせするとか自治体が発行する公文書として当然備えるべき公正さとかいうのが、公正さの条件とか、特にはっきりした事実を載せるということが第一の要件だと思います。どちらが正しいとか正しくないとか、争っているような状態のこととか、議論があるようなことは、そういう案件はまだ載せてはいけないと思います。議会内でも玉置議員が何度も言っておりました。まだ余りはっきりした結論が出てないようなことを載せるべきでないで、今この時期に、とかそういうことを私も思いました。だから圧力がかかり恣意的だととられても仕方がないところがあったのではないかなと思うのです。本当に今の、今最初に言ってくれたことは、町広報に備えるべき要件でありましょうか。そこ、再確認をしたいと思います。

それから、嫌疑不十分だから立証はできないし、町広報に誤りはないという答弁でございましたが、嫌疑不十分だから誤りはないと決めつけるのは勝手な解釈ではないでしょうか。誤りがないなら、嫌疑なしとはっきり言ってくれたはずでしょう。実際広報の見解に疑問を持っている町民は多くいると思います。広報への町民の信頼を低下させたとは考えていないと胸を張って言えるものではないと思います。嫌疑不十分となったことについて、やはりその嫌疑不十分となったこと自体について一定の反省はあるのか、みじんの反省もないのか、お答え願いたい。

それから提訴する考えはないと。町長や副町長がうそを言った、現金の要求発言はなかったというのはうそであると言われているんです。町を揺るがして、前町長が告訴した問題についてあなた方のうそを断じているんです。それでも、けしからん、名誉棄損やということと訴えないというのなら、町民はどちらを信じるのでしょうか、明らかでしょう。チラシ発行元には、数多くの激励、感謝、ようわかった、もっとしつかりやってくれと電話がたくさんあったと聞いております。町長はもっと謙虚になっていただきたいと思います。

それから、全課長の英知を絞って統一見解を出し、それを持って町長、副町長、担当課が出向いて行ったらよいのでしょうか。担当課以外の課長はこのことに対してどう思っているのかお聞きしたいくらいでございます。町長に言われたから行かなあかんね。断ったら服務規定に違反するのか。行くんか。もううんざりしているのではないのでしょうか。自分の課のやるべき仕事がたくさんございます。そちらに精を出していただきたいと思います。楽しい活力のある役場をつくってください。

それからその湯崎のことでございます。これに対しては、町長は前向きな答弁をいただきましてよかったと思います。それでまだ少し感じるところが、今ヤシの木、何ヤシというのか、あのヤシの木が数本植えられておりますが、その間にやはりまだ土のところがたくさんございます。そこには、ハマユウとかバラとかそういうのを植える予定でございましょうか。町長は楠本議員の質問の答えの中で、花いっぱい運動の推進をせなあかんと言っておられました。バラもその候補の中に入れておいていただきたいと思います。それこそ、平草原公園をバラで埋め尽くしましょう、この際。

みちしお運動について、さまざま町長のお考えを言っていただきましたので、その精神に沿って町職員を挙げてそういう気持ちで取り組んでいただければありがたいと思います。

この施設、駐車場が観光客の皆さんに、地元の人たちに喜んでもらえるスペースとなって、活気が生まれ町が繁栄することを願っております。

最初のところで答弁ができるところがございましたら、答弁をしていただきたいと思います。後のところはもう答弁要りません。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まず最初に、広報につきましての考えをご質問いただきました。白浜町広報要綱に先ほど言及しまして、その中での３点のことを申し上げました。やはり広報の備えるべき要件としましては、私は先ほど申し上げた３点が重要な部分だろうと思っております。確かに公平性、公明性というのはもちろん考えていかなければいけないと思っております。

昨年の１２月の広報の発行に至るまでには、その前の段階でもう何十回となく協議を重ね、そしてその結果を最終的にまとめたものであり、その結果については、私どもも自信を持って広報の掲載につながったというふうに考えてございます。やはり町としては、どういうふうなときにじゃあ町の考えを示せるのだということになりますと、ホームページか広報というのが、やはり適切なこれは手段であろうというふうに考えてございます。もちろん町長の考えをいろいろな報告会で言うのも必要かと思いますが、それ以外にもやはり町民全般に白浜町民全員に、全住民に広報するというか告知するのは、やはり私は広報がベストであろうというふうに考えてございますので、そういった中での広報の発行につながったというふうに考えてございます。

また、不起訴処分、嫌疑不十分ということを受けて反省があるかということのご質問でございますけれども、やはり私はこの被疑事実に基づきまして、証拠がお互いに不十分で犯罪の成立が認定できなかったという検察官のこの判断は、やはり一定の、私なりに反省といいますか、それは双方でやはり何らかのそこに一定の思いというのは、やはりすべきだという

ふうに考えてございます。虚偽と認定すべき証拠としては不十分であった。しかしながら虚偽とは立証できないということでございますので、その点については双方でやはり認め合って、お互いに今後町政の中でしっかりと説明をして、今後できる限り解決ができるような方向に持っていきたいというふうに考えてございます。

それから最後に、提訴しないというふうに私は先ほど明言しましたがけれども、うそを言ったことを認めたということには、やはりなるということには私はならないと思います。やはりこれは町民の方々にもさまざまな考えがございまして。私のほうでも今まで随分いろいろなことをお聞きしております。そしてまた賛同していただける方、賛同していただけない方、さまざまでございます。賛否両論あることもございます。今回のこのことについて、私どもが、町が、あるいは町長が、このことについて物を申すといえますか、それについて提訴するということはあってはならないことであろうと思っております。その前に、やはりもっと丁寧にこれから町政の中で、精査したことを、検証したことを正確にお伝えする、あるいは広報等で機会があればお示しをするというのが、これは一番いい方法であろうと。やはり協議、話し合いが基本であるというふうに私は考えてございます。ということでご理解をいただきたいと思っております。

またほかにもご意見がありましたけれども、やはり今現在、私としましては、この機会をとらえて、先ほども申し上げましたように、昨年の民事裁判が和解となって、そしてこの今回の告発、告訴のことが不起訴処分となった段階で、これからやはり皆様方のお力を得て、町の考え、そしてまた町民のご理解を深めていきたいというふうに考えてございます。

まだまだもちろん十分とは考えてございませんが、これからもやはり前向きに皆様方のお力を得ながら、協力をいただきながら、町政の正常化に向けて努力をしていきたいというふうに考えてございます。

湯崎漁港のことにつきまして回答は必要ではないかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、総合的にやはりこの公園も含めて、四季花の植栽、これはヤシだけじゃございません、バラだけではございません。しらら・はまゆう公園もそうなんですけれども、今、四季折々の花を植えさせていただいております。白浜町花であるハマユウも植えておりますし、今後はやはり白浜町全体のバランスといえますか景観を考慮した上で、白浜のこの湯崎地区にはどういった四季花がいいのか、これも1つに特定するわけじゃなく限定するわけじゃなく、今後皆様方のご意見を聞きながら、バラもしかり、四季花もしかりということで、ぜひともこれも景観に見合うような、その地区に合うような花を皆様方とともに考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

再々質問がございましたら。

1 1 番 湯川君（登壇）

○1 1 番

もう質問はございませんけれども。今回私がいろいろ多岐にわたって質問したことに対して町長の答弁を皆さんに聞いてもらいましたけれども、再度町民の皆さんが町政に関心を持っていただいて、考えていっていただければ幸いと思っております。

これで質問を終わります。

○議 長

以上をもって、湯川君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 15 時 30 分 再開 15 時 40 分)

○議 長

再開いたします。

8 番 廣畑君の一般質問を許可いたします。廣畑君の質問は一問一答方式です。

まず、フラワーライン線の今後の行方についての質問を許可いたします。

8 番 廣畑君（登壇）

○8 番

それでは8番 廣畑です。一番とりということで、皆さんどうぞよろしくお願いします。

おもてなしということが盛んに言われております。そこで、だんだんこの部屋も寒くなってきたので、先ほどの湯川議員の虚子の句の話もありました。私も湯崎の、寝かされておるときにはちょっと気にはなっておったんですけども、「温泉のとはにあふれて春尽きず」実はこれしか私も句碑は知りません。なぜ覚えてあるかというたら、役場の玄関にばしっとあるので、それで聞かれるんです。最初知りませんでしたけれども、そんなのでこの温泉の温かい白浜、ぜひおもてなしの心で迎えていきたいというふうなことを、ちょっと蛇足ですけども述べさせていただきます。

それではフラワーライン線の今後の行方についてということで、質問いたします。先ほどの楠本議員の質問にもありましたけれども、重複するところが99%ぐらいなのですけども、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

昨年の12月議会でも、県のこのフラワーライン線の計画について地元才野区の要望、考えについて、町としてどのように取り組んでいくのかということでお尋ねをいたしました。ご存じのように、県の計画は白浜インターチェンジから、東富田から才野地区の志場商店付近に安久川ランプを設けて、2015年の国体までにこの間は暫定的に供用開始をするとのことでありました。白浜インターチェンジから県道栄岩崎線を通り、それから県道白浜温泉線に接し、町道櫛ヶ峰権現谷線を通して泉都へ向かうと、こういうふうなことになります。先ほども言うてましたけれども、今議会に櫛ヶ峰権現谷線の設計委託料があがっておりますけれども、こういうコースになるというふうなことであります。

この県道岩崎線の交通量は、先ほどもありましたけれども、当初1日7,000台通る見込みであるというふうに、えっと私らもびっくりしたわけなんです、こうした混雑、大混雑になります。例えばこれができなかつたら、今できている中から平才野から栄へ向いて、ちょうど日栄モータースさんのところへ回ってきてまた同じ県道で行くよというふうなことで、混雑になってくると思うんですけども、やはりぜひ何とか国体までに完成させてほしいというふうなことであります。

安久川ランプの変更については、町長は昨年の12月の議会のときに、要望について県と協議していきたいということでありました。その後の経過も含めて、地元区との話し合い、県への要望についての進捗状況、これにつきましても先ほども答弁があったと思うんですけど

ども、もう一度よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員からフラワーライン線の今後の行方についてということでご質問をいただきました。

先ほど楠本議員にも答弁させていただいたとおりでございますけれども、特に才野区の周辺の皆様方からの考え方や要望は、県に届けております。先般9月3日にも、才野区対策委員の皆様が来庁されまして、その席上で私も、皆様方のご意見を無視して事業を進めないよう、県に再度申し伝えますというふうにお話をしております。県から納得のいく理解が得られる説明がなされない限り、なかなかこれは難しいのではないかなというふうに考えてございます。

まずこの本路線は、先ほどから出ておりますように、都市計画決定された道路であることを、まずはご認識をいただきたいと思います。その中で、現在要望いただいております県道栄岩崎線から県道白浜温泉線に変更することは、県の見解としましては非常に事業量的にも本線を延長することになり、難しいということは聞いてございます。

交通渋滞につきましても、地域またはその時期の経済状況にも左右されますので、今後、いろいろな角度からカーナビとかE T C、交通情報の普及で渋滞の分散傾向のこともございますけれども、そういったものも様子を見させてほしいという回答もいただいておりますけれども、もう一度私も含めて、今後県との協議の中で、県がどういうふうな最終的な判断をするのか、あるいは地元の要望がどこまで私どもとしても伝えて、そしてまた県との協議の中で一定のご理解を進めていくようなことになっていこうかと思っておりますので、もう少しお時間をいただいて地元の要望を県のほうに再度お伝えをして、そしてまた町としても要望してまいりたいというふうに考えてございます。

今のところ日程的にはまだとっておりませんが、建設課とも確認をしながら日程調整をして、知事、あるいは道路局長、あるいは県道整備部長にもアポを取りまして、そして具体的に日程を決めて要望を出してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

1年近く要望を聞いたりいろいろな段取り、県議などにも働きかけたり、国会議員さんにも働きかけたりして、報道でもありますけれども、やはり私は思うんですけども、ルートは3回目のルートなんです。才野へ来て、最初の当初の計画よりも、一たんは線路側へ移ったり、それでまた今のところへ3回目になって、もちろん津波のこととか地元のいろいろな要望を受けていつてくれているということは私もよく存じておりますし、やはり地元がどういうふうに考えているかというのをやっぱり大事にさせていただきたいというふうに思いますし、やはり白浜のインターチェンジが東富田にあると。それから中・栄では、中の田んぼの中へ交差点をつくったと。そしてトンネルを通ってはい白浜へ、ということではなしに、やはり才野地域あるいはそこを通っての堅田地域へのジョイントといいますか、こうしたことも、

やはり地元のことをぜひよく聞いて届けていって、実現へ向けて尽力いただきたいというふうに思うわけであります。

やはり町益の中で地域にもメリットがある、そういうことでなかったらあかんのちがうかなというふうに思いますので、今後ともそういうスタンスでお願いできないのかなというふうに思うんですが、その2つ目なんですが、町のスタンスです。どのような立場で取り組んでいっていただけるのか。今の町長の答弁にもあったんですけども、もう少し踏み込んで町のスタンスとしてどうかというふうなことを答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外（町 長）

廣畑議員からスタンスということでございますけれども、町のスタンスとしましては、現状ではやはりこのフラワーライン線は白浜町にとってなくてはならない道路である観光産業振興道路、または同時に防災道路と命の道というふうな位置づけをしております。是が非でも実現しなくてはならない事業であるというふうに考えております。また地元の意向は十分県当局に伝えてまいりますし、今後も町のスタンスはそれに変わりございません。

やはり一番大事なのは、そこで私が県の見解を聞き、そしてまたその回答によってどういうふうな協議が進んで、そしてまた納得のいく理解が図れるような最終的なまとめになるのか、これをやはり時間をかけて、今後限られた時間の中ですけれども鋭意努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

ぜひそういった立場で努力をしていただきたいというふうに思います。もう国体まで時間もありませんし、そういうことで取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは次に行きたいと思います。

○議 長

それでは続いて中防潮堤の延長についての質問を許可いたします。

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

中防潮堤の延長についてということで質問させていただきます。白浜町中の防潮堤、防波堤でありますけれども、これは約40年前までは砂岩の石組みと土で固めた、今よりもうんと低い堤防でありました。私どもが子どものころであります。それが今の鉄筋コンクリートの堤防に変わりました。年次的に何回かで今の長さになってきたわけなんですけれども、今は中の墓地がある、ちょうど百々千園寄りの元協栄生命の西山からおりてきたところなんですけれども、そのいわゆる中村で言うと上側になるんです。この上側が、ずっと先へ行きますと、牛ヶ坪のほうへ行きますと、約10メートルにわたって堤防が切れておる、ありません。もちろんこれは理由があったように聞いています。漁港であるので船をおろしたり入れたり、これがあることも1つの要因かなというふうにも思うわけなんですけれども、今はもうそこで船を置いて漁をしておる人はおりません。

それで、例えば最近の、ご存じのように気候変動での巨大台風、あるいは大津波、とにかく台風も年々砂利も巻き込んで、この堤防を越えてくるという状況にありますけれども、万が一海水が大量に流入して、いわゆる中地域は西山へ、今のシャングリラです。この山へ向いて金刀比羅さんへ向いて上がっていく。逃げていく。昭和の南海地震のときは皆そこへ逃げたように聞いております。そのときに、波が、逃げると前からやってくるということのないようにしてほしい。墓石も巻き込んで海水がやってくるというふうなことになります。そうしたことでの避難の障害になる可能性が高く地元住民は危惧しております。要望でもあると思うんですけれども、区からの要望もあると思うんですけれども、海水の流入やそれに伴う墓石などの流出による負傷から住民を防御できる、そうした早急な堤防の延長ができないか、また堤防上部面の段差が生じたり老朽化している。もう40年余りたっており、補修箇所、そういった箇所の補修が幾つもあります。堤防の強度の検査など必要ではないでしょうか。そうしたことについて、答弁を求めます。

○議長 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

中防潮堤の延長についてのご質問をいただきました。これにつきましても、中防潮堤の延長につきましては、庁内の中でも建設課を中心に協議をしております。以前よりこの地元からの要望もございました。

先般、県当局との協議を行いました。その中でどの位置に堤防を着岸させるかと、地元区、県、町とでの現地立会を実施することになっております。防潮堤建設に向けて事業計画を行い進めていくというふうな県当局からの回答もいただいております。ですので、県の方針もございますので、それを踏まえて、私どもとしましても、その中で、堤防の補修、あるいは補強、こういったことも、検査も含めて事業実施していただけるよう、要望したいと考えてございます。またこれも日程等設定をしまして速やかに要望してまいりたいというように考えてございますので、これまた地元区の皆様の恐らく懸案事項で長年の悲願だと思っております。これはまた東海・東南海・南海地震、あるいは南海トラフ巨大地震の、震災とは別にやはり必要な事業だと思っておりますので、要望だと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長
8番 廣畑君（登壇）

○8 番

ありがとうございます。その際に延長はお願いをしたいんですけれども、近い将来的にはちょっとかさ上げもできるような高さも提案いただければ、あるいは相談いただければ協議いただければというふうに思います。やはり台風のときも大きくなりますし、地震、津波の津波も大きくなってきます。もちろん18メートル、20メートルに対応せえということではなしに、ですけれどもそういったこともぜひ努力目標としてお願いしたいというふうに思います。

それでは、このことについてはこれで。

○議長 長

そしたら3番目のオスプレイの防災訓練参加についての質問を許可いたします。

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

最後に、オスプレイの防災訓練の参加についてということで質問をさせていただきます。

この間の8月21日の毎日新聞、これで町のレベルでなしに、政府、アメリカと日米両政府の間で南海トラフ巨大地震を想定した自衛隊と米軍の合同防災訓練を10月にするというふうなことです。場所については、地震被害が予想される愛知、和歌山、高知などが訓練の候補に挙がっておるということがありました。これは8月21日の段階であります。

それでいろいろ準備をしてきたわけなんです、ご存じのようにオスプレイ、やはり事故を大変起こしておるというふうに報道されております。最近の主な事故をちょっと挙げてみますと、2012年4月にアフリカのモロッコ、訓練中に2人死亡2人重傷、それから6月、南部フロリダ州で、今度は海兵隊の仕様ではなしに空軍のオスプレイの仕様が5人重傷、それから2012年、去年の9月です。ノースカロライナ州の市街地で緊急着陸した。それからことしに入って、同じくノースカロライナ州で着陸中に機体炎上、それからこの間8月26日にアメリカネバタでハードランディングということで機体が炎上したということであり、これはもう機体は使いものにならんという状態であります。

こうした安全性が確立していないアメリカ軍の、人を運んだり物を運んだり、もちろん人を連れに行ったりということもするわけなんです、こうしたオスプレイを防災訓練に使うと。今は米軍と自衛隊と、それから基地のある高知、あるいは滋賀県というふうなことで済むかもわかりませんが、我が町は県営空港を抱えていますし、隣に空港の跡地もあります。だから、やろうと思ったらできますし、自衛隊も県下で活動をしているということでもあります。

それからちょっとそれるかもわかりませんが、一番頭に残っているのが、アメリカ軍はやはり日本の住民を助けてくれないなあという思いがあります。なぜか、というのはちょっとさかのぼりますけれども、1977年、私ら若いときですが、横浜でファントムが墜落しました。これはタッチアンドゴー、ミッドウエーが沖へ来て、タッチアンドゴーの厚木基地からと、このミッドウエーとの訓練の中で運転を誤って操縦を誤って横浜へ墜落した。ここで9人の方が重軽傷、子どもたち1歳と3歳の子どもが亡くなったと。1日ほどで亡くなったと。「パパママバイバイ」と言うて亡くなりました。ご存じの記憶にある方もおると思うんですが、そこへ向いて事故が起こったと。そのときに、ヘリコプターが来たんです。海兵隊と違う、日本の海上自衛隊のヘリコプターがすぐやってきた。被害を受けている瀕死の状態の日本人を助けてくれると思ったら、パラシュートでおりたアメリカの飛行士2人を助けて行ってしまった。こういうことが1977年にありました。このときのお母さんも、その後2年3年して全身の皮膚の移植をして、そして一旦助かったんですけども、病気で3年ほどして亡くなりなした。これが1つであります。

ほんまに日本人、我々住民を守ってくれるのかというのがあります。やはりそこには安保条約とかいろいろな問題がありますが、このことをここで論じるわけではないんですが、そのことがとても頭に残っています。

それから、沖縄でもそうですけれども、事故を起こしたら、飛行機の部品やとか皆、日本

の警察権は何も介入できません。消防も介入できません。アメリカ軍が早く来て、皆燃えた燃えカスとか飛行機の残骸とか皆持って基地の中へ行く。日本人は基地の中へ入っていけない。そういう状況が今の日本であるということを、皆さんというか町長、認識していただきたいというふうに思います。

それからもう大分前に、それからちょっとこっちですけども、10年ぐらいになるのかな、十数年前かな、林業の架線、これは龍神村だと思いますが、地方紙にも載りましたけれども、これがジェット機で切断されました。これは低空飛行の訓練のようになっています。これは補償の問題はどうしたか知りませんが、こうしたこともあります。それから2011年に岡山県の津山市で、土蔵倒壊事件というのが起こったんです。これは原因は低空飛行訓練のために土蔵が突然倒壊したわけです。そういったことも起こっております。ほか、調べればいろいろなことがあると思います。

オスプレイの事故で、アメリカ人の兵士が今までトータルして36人亡くなっておるそうです。こうした実態があります。このオスプレイ、この参加飛行機そのものが何度も事故を起こした欠陥機として危険なものとされております。それを防災に使用するということは論外違うのかなというふうに思うんですが、先般来、それから昨年の夏ですか秋ですか、沖縄へ配備されて、12機配備されたんですか、オレンジルートでの飛行、7つだったか、各ルート、ピンク、グリーン、ブルー、オレンジ、イエロー、パープル、ブラウン、こうした米軍のオスプレイの低空飛行訓練のルートが日本列島にあります。やはり戦争のための訓練をしておるというわけでありまして、オレンジルートでの飛行訓練、これはオレンジルートというのは愛媛から高知、この山を通過してそして御坊付近、あるいはみなべとか印南、こうしたところへやってくる、このルートであります。これは発表されています。ここに空港がある。いつも使えない。ちょっと寄らよということもあり得るかもわかりません。

オスプレイはなぜ危ないか、ご存じやと思いますがちょっと言わせてください。オートローテーション機能、これはエンジンが停止したとき、空気の流れて回転翼を回し、墜落しないように、そういう機能が普通ヘリコプターにはあるそうです。そのオートローテーションという機能がないんです。だから欠陥機と言われている。それと、航空法では、日本の航空内で飛ぶことができません、そういう代物であるということです。それを米軍やさかいにということで飛ばすわけです。それから、3つ目にやはり、人命救助、人の命を守ることが第一の防災訓練に使用することは許されない、このように思うわけでありまして。

このオレンジルートの飛行訓練にも県民の大きな反対の声があります。知事も受け入れ難い旨の発言をされていましたが、町として、町長としての認識はどうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

ただいま廣畑議員からオレンジルートでの飛行訓練についての認識についてご質問をいただきました。オスプレイの安全性について等のご質問をいただきました。

私もそれほど詳しくは存じ上げませんが、現在オスプレイを使用している飛行訓練というのは、新聞、あるいはメディア等でも取り上げられ、そして拝聞しているところではご

ざいます。しかしながら、現在のところオレンジルートでの飛行訓練につきましては、白浜町に対して、国や県から飛行訓練に関する情報や説明等は一切いただけていないというのが現状でございます。このような状況の中で、今後オスプレイの飛行訓練がどのような形で行われることになるのかは、非常に不透明で不明な点が多いわけでございます。その中での答弁、コメントはなかなか難しいと考えておりまして、答弁に関しましては詳細は控えさせていただきますけれども、今私が認識をしている中では、やはり全国知事会からも国に対しまして、昨年来、オスプレイの安全性については、これまで政府は事故に関する主体的な検証のもと確認されたとしておるんですが、政府からの十分な説明がなされていないこと、あるいは最大の懸念である安全性について、関係自治体及び地域住民への説明がなされていないということで不安はまだ払拭されていないというふうな見解を、国に対して全国知事会から発信がされております。このまま関係自治体及び地域住民の理解を得ることなく本格的な運用がなされれば、これはあってはならないことだと考えてございます。

いずれにしても、この全国知事会から国に対しての要望、声明、そしてまた全国市長会から国にも要望が出ておりまして、この提言に関しましては、国においては国民、住民のこうした声を真摯に受けとめ、要するにこの安全性についての懸念、これを真摯に受けとめ、オスプレイの安全性や事故原因、周辺住民への影響等について関係自治体に対して詳細に説明を行うとともに、その飛行訓練等については関係自治体の意向を十分尊重すべきであるということで、首長会からも国に対して提言が出されております。

こういうことを踏まえまして、やはり私どもも町として、やはり今、議員のご指摘のように空港がございます。自衛隊がそこで災害のときには出動していただいたり、いろいろな防災拠点としての機能もございますので、今後国、県の動向も注視しながら、私としましても正しい判断をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 長

8番 廣畑君（登壇）

○8番

ことしの1月28日に、皆さんこれも報道されたからご存じだと思います。オール沖縄で安倍首相に建白書というのを出しました。そこでは、やはり沖縄県民が、米軍による事件、事故、騒音被害、こうしたことが後を絶たないのやと。最初是一部の人だったけれども、それがもう各自治体の首長、それから議会議長、県知事、県議会議長、全てもう右から左までの人が、これはあかんど。オスプレイの配置を直ちに撤回してくれと。それからまた、空軍のCV22オスプレイ、仕様が海兵隊と空軍と違うようですけども、これももう配備されています。こうした普天間基地を閉鎖、撤去して県内移設を断念せえというふうなことで、首相に建白書が出されているのは皆さんご存じだと思います。

こうしたことが、日本全土で、沖縄に負担をさせないのだということでオスプレイを本土へ飛ばしてくるというふうなことで、ほんまに沖縄の負担が軽くなるのかというふうに私は思うんですけども、そうではないんやでということは、沖縄の人でも皆さんもそういうふうに思われると思います。

それはそれとして2つ目です。そもそも米軍も自衛隊も、防災を本務とするものではありません。

ません。南海トラフの大地震など、そういう防災には被災者救助の中心的役割を担う市町村消防防災体制、この強化こそ求められているのと違うのかな、そのように思います。何百億とする兵器、戦車、新型のそういったオスプレイとそういうのを動員するのでなしに、防災消防力を高めていけというふうに思うわけであります。いまだに職員の不足が常態化しております。あるいは広域化、この間も無線が広域化していく。もちろん広域化はええことですが、全体的に見れるということはええことですが、個々のところ、具体的などころはやっぱり人が周知していく。地域のこういうところに人がおるんだ。この堤防はこうや。防災樋門、自動にしたらええ、遠隔装置したらええ、お金が要ります。そうしたいろいろまだすることがあるんじゃないかと。

これは、ここで私が町長にしてくれと言うても、それはもちろんかなわないことでありますけれども、考え方としてそういうふうなことの強化が、市町村の防災、消防防災体制の強化、設備や備品、人、こうした不足、これは否めません。ここをやっぱりしたいかなあかん。これらの中心問題をどうするかを抜きにして、米軍や自衛隊を防災訓練の名で投入していく、これは本末転倒であると、このように私は思いますが、町、あるいは町長の見解はどうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま自衛隊並びに米軍もそうですけれども、防災を本務とするものではなく、やはり被災者救助の中心的役割を果たす、担う市町村のまず消防防災体制の強化こそ必要ではないかというご指摘でございます。これはごもっともで、私もそれについては異論はございません。いまだにこれはさまざまな自治体においてもそうですけれども、やはりなかなか職員の不足が常態化しておるというのも現実でございます。その中で、今私どもが求められておるのは、やはり備蓄倉庫であったり備品であったり、あるいは人の体制だったりとということで考えてございます。その不足も今現在ある中で、これからどうやって町のこの安心安全を築くかということにやはり重きを置かなければいけないというふうに考えてございます。

自衛隊の防災訓練につきましては、議員ご存じのとおりだと思いますが、もちろんさまざまなこれから対応が迫られると思います。特に東南海・南海地震への対応、南海トラフ巨大地震への防災体制の強化が喫緊の課題でございますので、そのためにも引き続き自衛隊の方々にももちろん協力をしていただきながら取り組みを進めてまいりたいと思います。

白浜町と自衛隊の防災訓練につきましては、平成17年と平成24年に自衛隊にご参加をいただきまして、避難誘導訓練、上陸訓練、あるいは各種防災訓練などを実施しております。それはそれで評価はしております。大きな成果もございます。大規模な災害時におきましては、現在も災害の派遣先でさまざまな活動がされておる自衛隊の方々には、深い敬意と感謝を払う次第でございます。

今後も白浜町におきましては、私のこれは旧空港跡地の利活用の中にも地域防災拠点としての位置づけをしておりますので、今後この地区をこの空港跡地をどうやって利活用していくのかということにもつながるものでございます。地域防災計画に自衛隊派遣要請等の計画を定めておりますので、白浜町におきましては、有事の際にはやはり大規模災害が発生した

ときには、自衛隊の協力、派遣が必要になってくると。そしてまた要請をしていきたいというふうに考えています。

○議長 長

8 番 廣畑君（登壇）

○8 番

私も自衛隊が参加した防災訓練に参加をしました。ご飯もいただきましたけれども、その時に思ったんです。思ったというか、ちょうどシャングリラのところへ私らは逃げて。そしてこれはしかし明らかにやり過ぎやなと私自身は思っているんですけども、映画と一緒にでした。ヘリコプターの音が聞こえるんです。聞こえるけどそこらにおらんね。どこから来たか、下から海からガーッと上がってきた。演出のように私は思ったんですが、そういうことがありました。

そういうことを訓練と一緒にしたりということはもちろん否定するものではないですし、できるところはそういうふうにしたら、人がやっぱりおるので、本来はそうではないというふうに私は思うわけなんですけれども、できるところはそういうふうにしていかな、あるものはそういうことでいかなあかんのちがうかなというふうに思います。

しかし基本は、やはり防災本部にする自衛隊、米軍ではないということを認識しておかなあかんのちがうかというふうに思います。

次に、災害が起こったときに自衛隊を緊急に投入する、それは県知事が要請するんですね。これは自衛隊が幾ら憲法違反の存在であるというふうにあるとしても、生命救助を最優先していく、この際当然のことです。だから、私は先ほど言いましたけれども、ファントム、ジェット機が落ちたときに、なぜ被害者、もう黒こげになって虫の息、あるいは火だるまになっておる、この日本の住民をなぜ助けなんだのかというのが、とても頭にあるんです。ぜひそういうふうなことを皆さんも疑問に思って、そういうことがあったということです。これからもあるかもわかりません。

生命救助を最優先にする、このことは当然であるしそれを基本に置いて活動していくということであると思います。防災の本来的体制や訓練を、不十分なまま、しかも米軍という軍隊を救急救命救助に出動させることを前もって組み入れる、こういうことについては、大きな問題があるというふうに思うわけです。その上今回は、先ほど言いましたオスプレイ、欠陥機であるオスプレイ、これを投入するというのは、防災という名で軍事的訓練のねらいまで危惧させる、私はそういうふうに思うわけですが、受け入れ難いと思います。

和歌山県に来るということはまだ今はないわけなんですけれども、やはり今後、時がたつにつれてそうしたこともあるやもわかりません。そういったこと、例えば町が県へ意見を言うていく、そういうふうなことも必要なちがうのかなというふうに思いますけれども、町のあるいは町長のこのオスプレイの防災訓練への組み入れ、このことについての見解を求めたいと思います。

○議長 長

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

自衛隊の中でのオスプレイの共同訓練の参加についてでございますけれども、これは先ほ

どと同じ答弁になるかと思いますが、やはりオスプレイを使用しての飛行訓練というのは、新聞、メディア等でも報道はされております。その中で、まだ今現在、白浜町に対してはそういった情報というのか説明はなされておられませんので、いただいておりますので答弁は差し控えさせていただきますけれども、私は基本的にはやはり自衛隊の今後のあり方、位置づけ、というのをもう一度町民の皆様にもご理解いただきたいと思います。

これはやはり賛否両論いろいろあると思います。しかしながら、3. 11の東日本大震災においても、自衛隊が地区に派遣され、そしてまた救助、多くの命を救ったというふうなこともございます。一昨年の紀伊半島を襲った大水害で台風12号によります被害のときにも、やはり熊野地区とか伏菟野地区にも入りまして、那智勝浦のほうにも新宮にも入りまして、多くの人命救助、あるいは被災に遭われた方々の復旧復興に貢献をしたということで言えば、やはりそういったことについて自衛隊の協力がこれからも不可欠であろうというふうに思っております。白浜町にとってもやはり今の旧空港跡地、これをもっと活用していただいて、今後もやはりそういった有事の際には、ぜひ協力、支援を要請していきたいというふうに考えてございますので、そういったことはないに越したことはないんですけども、やはり想定した上で何が起こるかわからない今の現状の中では、やはり自衛隊のあり方、そしてまた今後町としていろいろな協力をしていきたいというふうに考えてございます。

多くの皆様のご意見もこれからも町民の皆様にも聞いていただいて、そして町民の意見も拝聴しながら、今後町としてまとめていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

私自身も、そういう自衛隊の方が人命救助とかしておるというのはわかりますし、そういう部隊を投入していくということについては、反対やとかそういうことではありません。やはり本来のところ、本来のあるべき姿というのもやっぱり考えながらいかなあかんのちがうのかなというふうにも思いますし、なおかつやはり、このオスプレイはほんまに事故が多い、安全性が確立されていない。騒音とかそういうのもありますので、やはり体に影響がある低周波の騒音、そういったこともあります。そのように聞いています。ぜひこういったことの、オスプレイだけはほんまに来てほしくない。参加させたらあかんのちがうかなというふうに思います。

きょうは町長の答弁で、町としてのとらまえ方というふうなことで聞かせていただきました。ただやはり、本来はやっぱり消防力の強化をしていかなあかんということは、私は底辺にあるというふうに思いますし、ぜひそういう方向でも努力して行ってほしいというふうに思います。

これで終わります。

○議 長

それでは以上で廣畑君の一般質問は終わりました。

以上をもって、一般質問は終結いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。

次回は9月17日火曜日定刻10時に開催したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

次回は9月17日火曜日午前10時に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 南 勝 弥は、 16 時 28 分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 25 年 9 月 13 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員